

(案)

那覇市 地域づくり推進方針

『ゆるやかなつながり』のある社会への

みちしるべ



2026年3月

那覇市

那覇市地域づくり推進方針の策定にあたって

まちづくり協議会の役割とは 15年の歩みから見えてきたこと
— 市民と市がともに歩む「みちしるべ」 —

那覇市では、協働によるまちづくりを進めるにあたり、2010年から小学校区を単位とする「まちづくり協議会」の設立を推進しており、2016年には、「小学校区コミュニティ推進基本方針」を策定し、今日に至るまで、市民の皆さんとともに、まちづくりの歩みを重ねてまいりました。

その間、市内各地域においては、市民の皆さまの思いや行動が出発点となり、人と人とのつながりが育まれ、協働の輪が徐々に広がってまいりました。地域ごとに、それぞれの特性を尊重し、活かして取組まれてきた活動は、市の地域づくりを支える大切な基盤になっております。

一方で、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進行する中、防災、孤立の防止、子どもや高齢者の見守りなど、地域が抱える課題は、多様化、複雑化しており、市民と市が連携して取組む必要性が一層高まっております。また、コロナ禍の経験は、人と人との関係や地域コミュニティのあり方を見つめ直すきっかけとなりました。

こうした社会状況の変化の中で改めて認識したことは、地域づくりの主役は「市民」であるということ。そして、まちづくり協議会は、市民の思いや声を受けとめ、対話を重ねながら地域の力を最大限に引き出す存在であるということです。このようなことから、市としては、市民が主役のまちづくり協議会の取組みに寄り添い、ともに歩む伴走者であることが大切だと考えております。

この15年の歩みと、市民の皆さまとの対話・実践を通じて得た多くの学びをもとに、市はこれまでの方針を見直し、今回、「那覇市地域づくり推進方針」を策定しました。この方針は、市民と市が力を合わせて地域づくりを推進するための全市的な「みちしるべ」であり、地域におけるゆるやかなつながりを育み、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざすものです。

市民一人ひとりの思いと行動が、地域の未来を創り上げていきます。市も、市民の皆さまとの対話を何よりも大切にしながら、地域の歩みに寄り添い、共に前進してまいります。

これから10年、私たちの那覇を、みんなで共につくっていきましょう。

いっペーにふえーでーびる。



2026年（令和8年）3月
那覇市長 知念 覚



もくじ (案)

はじめに これからの10年、共に歩むために

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 方針改定の背景 | P 1 |
| 2 改定のポイント | P 1 |
| 3 めざす社会を実現するために | P 2 |

1章

那覇市がめざす社会とは

- | | |
|------------------|-----|
| 1 ゆるやかなつながりのある社会 | P 3 |
| 2 小学校区を単位とする理由 | P 5 |

2章

地域づくりを進める仕組み

- | | |
|----------------------------|------|
| 1 まちづくり協議会とは | P 7 |
| 2 まちづくり協議会の8つの大切に
したいこと | P 9 |
| 3 まちづくり協議会の取組む地域づくり | P 11 |
| 4 市民のまちづくり協議会への関わり方 | P 13 |
| 5 地域づくりを担う自治会 | P 16 |
| 6 地域づくりの多様な主体 | P 17 |
| 7 協働の進め方 | P 19 |
| 8 協働のポイント | P 20 |

3章

まちづくり協議会と市の関係

- | | |
|----------------------------|------|
| 1 まちづくり協議会と市の関係 | P 21 |
| 2 市のまちづくり協議会に対する
基本姿勢 | P 23 |
| 3 地域づくりを支える市の4つの支援
の柱 | P 23 |
| 4 市内部の体制：縦割りを超える
「庁内連携」 | P 25 |

4章 これからの取組みと方向性

1 まちづくり協議会を支える仕組みと今後の方向性	P27
2 まちづくり協議会の可能性	P28
3 これから10年の取組み 市、まちづくり協議会の役割分担	P29

おわりに

一人ひとりの思いと気づきが重なるまちへ ～小さな行動が、つながりを育てる～	P31
------------------------------------------	-----

補足編

1 那覇市の地域性とこれからのつながり方	A - 1
2 「地域づくり」と「まちづくり」	A - 2
3 まちづくり協議会の設立促進と現状	A - 3
4 地域づくりの多様な主体（担い手と支え手）	A - 7
5 地域づくりに関する主な事業 (まちづくり協働推進課の事業一部紹介)	A - 18

資料編

1 まちづくり協議会設立年表	B - 1
2 地域づくりに関する市の主な補助一覧	B - 2
3 地域づくりに関する制度等	B - 3
4 地域づくりに関する国の関連施策 主なキーワード体系	B - 6
5 ことばの定義（五十音順）	B - 7
6 本方針の作成プロセス	B - 13

はじめに これからの10年、共に歩むために

1 方針改定の背景

社会の変化と地域課題への対応 / 方針の位置づけ

那覇市では、2016（平成28）年度に「小学校区コミュニティ推進基本方針」を策定し、小学校区ごとの地域づくりを目指して、小学校区まちづくり協議会（以下、「まちづくり協議会」という。）の設立を推進してきました。これまで、地域では多様な主体が連携しながら、さまざまな協働の取組みが広がってきました。一方で、世帯の少人数化や人口流入の増加などの社会変化により、地域課題もますます多様化・複雑化しています。こうした状況の中で、地域づくりをさらに進めていくためには、市民と市が共通の認識を持ち、より深い協働を進めていくことが大切です。

そのため今回、市では、まちづくり協議会の役割や今後の方向性を明確にするとともに、市の総合計画や、2021（令和3）年度に策定した「協働の手引き」などとの整合性も図りながら、全市的な地域づくりの方向性を共有するためのものとして、本方針を策定いたしました。また、地域の状況の変化や市民の声を反映させるため、おおむね5年ごとに中間見直しを行い、必要に応じて内容を更新するなど、柔軟に運用していきます。

2 改定のポイント

「組織をつくる」から「つながりを育む地域づくり」へ

これまでの方針では、「まちづくり協議会」という組織の設立・展開に重点を置いてきました。その結果、全36小学校区のうち、16校区でまちづくり協議会が、6校区で準備会が立ち上がり、地域での実践を通じて、運営や協働に関する一定のノウハウも蓄積されてきています。

一方で、設立からの年数や地域の状況はさまざまであり、協議会が抱える課題も多様化しています。運営に関わる市民からは、参加者が広がらず運営メンバーが固定化し、負担が一部に集中していること、参加のきっかけや仕組みづくりが十分でないことが指摘されています。あわせて、「どのような地域を目指すのか」という共通の方向性が共有しきれず、議論が深まりにくいこと、さらに日常的な交流や備品・資料の保管ができる活動拠点が不足していることも課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市は、まちづくり協議会の役割を「課題解決の場」にとどめず、「人が集い、話し合い、つながりを育む場」へと広げます。あわせて、地域ビジョンの作成・共有を通じた目的の明確化、市による伴走型支援の強化、公共施設等の活用を柱とした活動拠点の確保に取組み、協議会が次の段階へ進むための方針へ改定します。

さらに、これまでの成果を土台に、「多様な主体がゆるやかにつながり、関係を育みながら進める地域づくり」という視点をより重視していきます。この考え方を明確にするため、方針の名称を「那覇市地域づくり推進方針『ゆるやかなつながり』のある社会へのみちしるべ」と改めました。

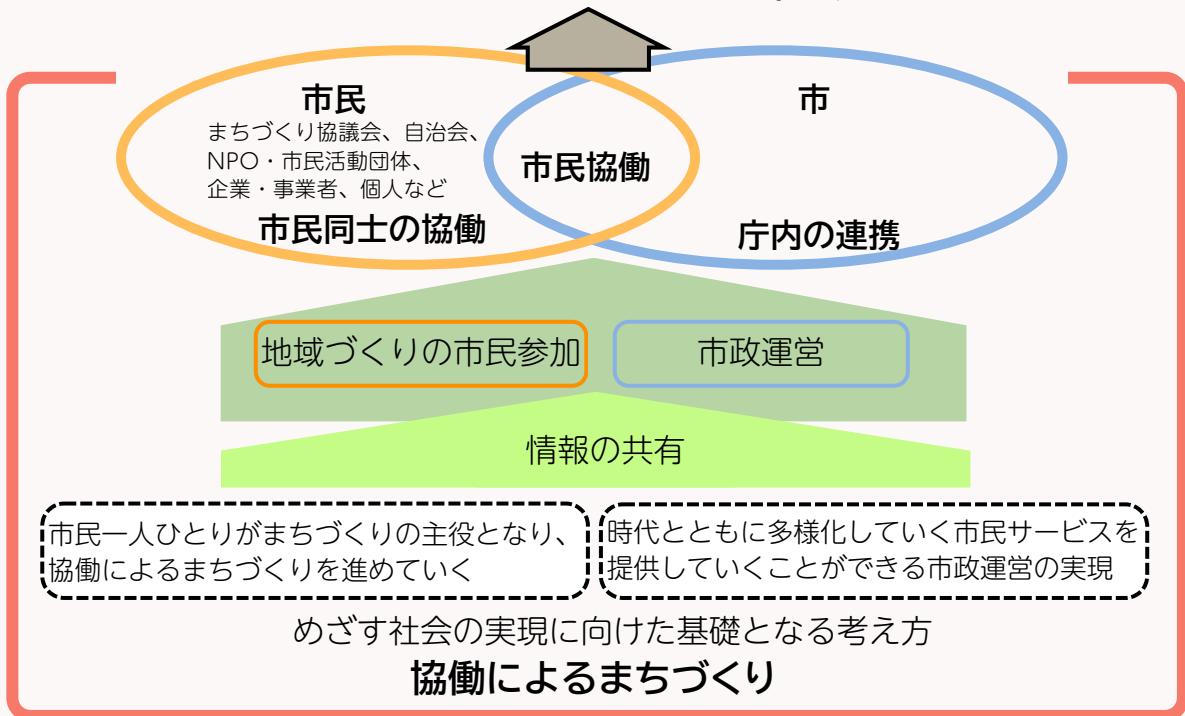
引き続き、全ての小学校区でのまちづくり協議会の設立・展開をめざしつつ、これまでの取組みの中で生まれた「つながり」や「協働の取組み」を大切に育て、さらに広げていきます。

3

めざす社会を実現するために

那覇市では、総合計画の中で「協働によるまちづくり」を基本方針として掲げています。本「地域づくり推進方針」では、「ゆるやかなつながりのある社会」の実現を目指しています。その実現に向けて、市民同士の協働、庁内の連携、そして市民と市が力を合わせる市民協働を積み重ねながら、地域づくり・まちづくりを進めていきます。

ゆるやかなつながりのある社会



**コラム1 地域社会に観客はひとりもいない
—対話によるかかわりあいの社会へ—**

大正大学教授・東京大学名誉教授
(なは市民協働大学院2023公開講座講師) 牧野 篤 氏

これまでの社会は、皆がモノの豊かさを求める社会でした。いまやそのような社会は終わりを迎え、先行きの見通せない不安な時代へと変わってしまいました。

この不安の根っこはどこにあるのでしょうか。私たちは、変化していく社会を、いまだに過去の眼で見てはいないでしょうか。結果が見通せる社会とは、皆が同じ価値を共有して、同じ目標を達成しようとする社会です。ところが、今の社会は、一人ひとり異なる価値を持ち、実現しようとする時代に入っています。

それぞれの価値が異なることは、互いに対話を繰り返して、新しい価値を創り出すことにつながります。地域社会の在り方も同様です。一人ひとりの幸せが異なる今日、市がすべての人々のニーズを満足させることは不可能です。市は、一人ひとりの住民が対話を繰り返して、生活や社会を新たにし続けることを支える伴走者となるのです。

戦後、ふるさとをつくる拠点として置かれた公民館では、「公民館には観客はひとりもいない」といわれました。誰もが、地域社会という舞台に立つ主人公になろうとした、傍観している観客などいないというのです。

いまや、私たちは「地域社会に観客はひとりもいない」時代に足を踏み入れています。誰もが尊重しあって、対話を繰り返し、協働のもとで新しい価値を生み出し続けることが、幸せである社会がやってきているのです。

1章

那覇市がめざす社会とは

1 ゆるやかなつながりのある社会

那覇市が目指すのは、市民一人ひとりが「ゆるやかなつながり」の中で、安心して暮らせる社会です。現在、市内では単身世帯の増加や人口の流入により、地域との関わりが薄くなりやすい傾向があります。また、自治会の加入率も低下しており（2025年時点では14.2%）、自治会だけではすべての市民の暮らしや変化を把握するのは困難です。こうした状況を補い、地域とのつながりを持ちにくい市民を見過ごさないためには、新たな関係づくりが必要です。

この「ゆるやかなつながり」とは、義務感からの参加ではなく、「あいさつ」「趣味」「子育て」「健康づくり」など、日常の関心や楽しみをきっかけにした、小さな交流を意味します。自分に合った関わり方や距離感を選べるため、誰もが無理なく参加しやすく、心身への負担も少ないのが特徴です。また、人それぞれの心地よい距離感を尊重できるので、濃密なコミュニティを求める方にとっても関わりやすく、地域の中に多様な「居場所」の選択肢が生まれます。

那覇市は、こうした「ゆるやかなつながり」の芽が地域の中で育ち、広がっていくための場として、「まちづくり協議会」の活動を大切にしています。

普段から気にかけ合える 関係性と仕組み



-凡例 -

地域づくりに
取組む団体

地域で生まれる
つながり

地域

個人

(1) 多様なつながりが支える安心の広がり

地域の中に「ゆるやかなつながり」が広がることで、暮らしに根ざした小さなコミュニティ同士が重なり合い、やがて地域全体に「つながりの網」が築かれていきます。この網があることで、市民の身近な変化に気づきやすくなり、制度や組織だけでは把握しにくい課題にも、早い段階で対応することが可能になります。

実際、コロナ禍では、既存の仕組みでは見落とされがちだった市民の状況に、「ゆるやかなつながり」を通じて気づき、支援につながった事例が見られました。このような多様な関係性から生まれる「気づき」は、行政の支援を補い、孤立を防ぐことで、誰もが安心して暮らせる社会の基盤となります。

さらに、「楽しさ」や自発的な思いから始まる地域の活動は、日常の地域の活力を育むとともに、災害時における助け合いの力にもつながっていきます。

■社会状況の変化に応じた「新しい地域のつながり」イメージ

(NPO法人 地域サポートわかさ 理事兼事務局長 宮城 潤氏 「地域におけるゆるやかなつながり」 講演資料等より)

自治会加入率 80%の場合

大きな組織一つで、様々な声を拾える状態

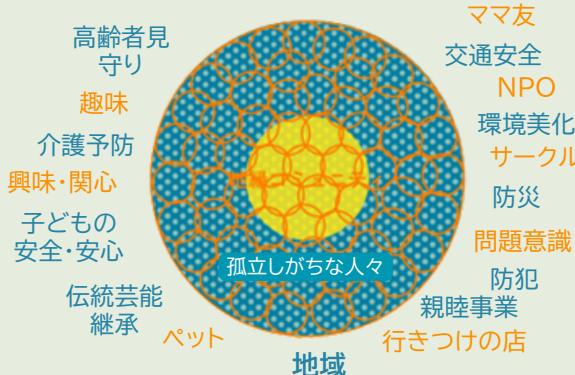


自治会加入率 15%の場合

一つの組織では、拾えない声が多い状態

小さなつながりが増え
網の目が細かくなる

小さなつながりが生まれる



(2)ゆるやかなつながりのある社会と地域共生社会

日常の中で育まれる「ゆるやかなつながり」は、分野や立場を超えて支え合う「地域共生社会」を実現するための大切な土壤となります。高齢者、子育て世帯、障がいのある方、外国人住民など、多様な背景を持つ市民が、互いの存在を自然に意識しながら、無理なく関わり合える日常的な関係があることが、とても重要です。

那覇市では、こうした多様な人々による「ゆるやかな関係性」が地域の中に広がることで、市民一人ひとりが「ウェルビーイング（心身ともに満たされた状態）」を感じながら暮らし、必要なときには地域の中で支え合える一そんな環境づくりを進めています。このような取組みを通じて、那覇市は「地域共生社会」の実現を目指していきます。

関連ページ：資料編 資料4 地域づくりに関する制度等 B-3

2 | 小学校区を単位とする理由

那覇市は、地域づくりの仕組みとして、小学校区ごとにまちづくり協議会の設立を促進してきました。小学校区は、那覇市が指定する小学校の通学区域、という面的な範囲を示す単位です。小学校区を単位とするのには、次のような理由があります。

① 市内全域を網羅できる

小学校区で分けることにより、那覇市のすべての地域を網羅でき、自治会空白の地域においても取りこぼされる市民がいません。これにより、市民一人ひとりが網の目のように細かく受け止められ、地域づくりに参加できる基盤が整います。



那覇市学区マップ

② 高齢者の生活圏に合致している

高齢者の1日の行動圏は半径500m程度といわれています。那覇市の小学校区はこの広がりと概ね一致し、日常生活が完結できる範囲として、高齢者が無理なく移動できる生活圏に適しています。

③ 子どもを中心に世代をつなぎ愛着を持ちやすい

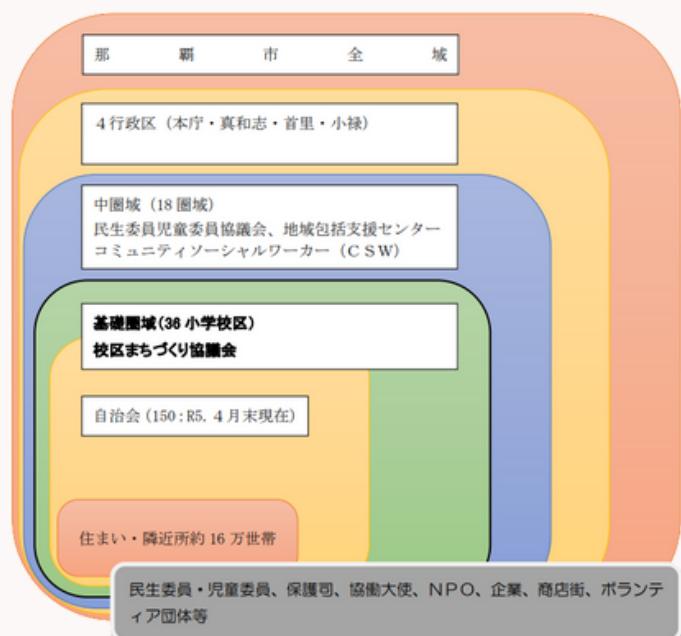
小学校区は、子どもを中心に、子育て世代から高齢者まで幅広い世代が関わることができる身近な生活圏です。地域の交流や見守りの仕組みをつくりやすく、その中で育つ子どもにとって、「ふるさと」としての愛着や帰属意識が育まれます。

④ 既存の地域資源を活かせる

小学校、中学校に設置されている地域学校連携施設を活動拠点として活用することができます。また、小学校の周りには住居、商店、公共施設、公園などの資源が集まっています。

⑤ 市や関係機関との連携が取りやすい

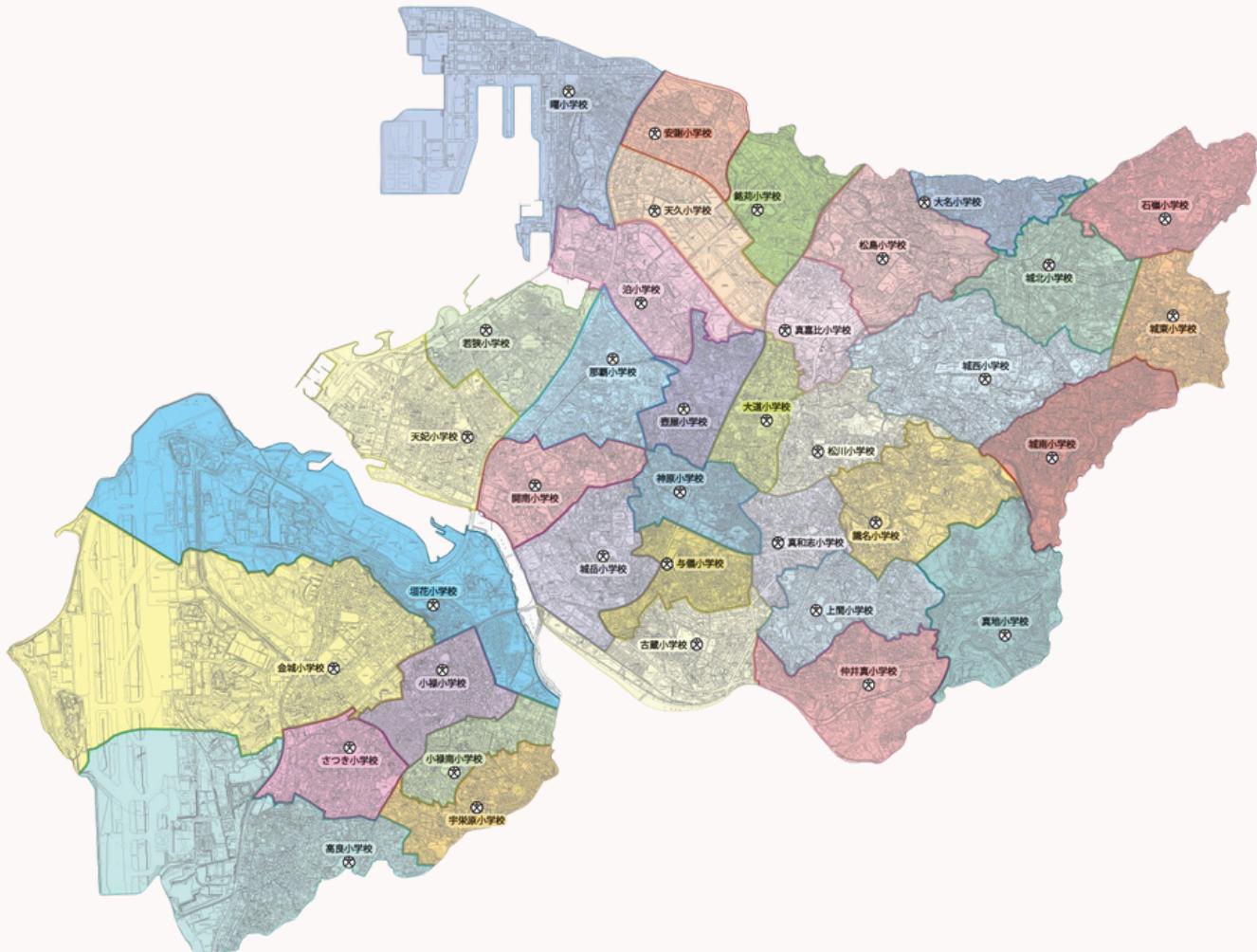
防災・福祉・教育などの施策でも小学校区単位での区分が活用されており、関係機関との連携やデータ整理も効率的に行えます。



第5次那覇市地域福祉計画より▶
市内36の小学校区は、福祉活動の
「基礎圏域」として設定されています。

那覇市は、全ての小学校区でのまちづくり協議会の設立・展開をめざし、これまでの取組みの中で生まれた「つながり」や「協働の活動」を大切に育て、さらに広げていきます。

那覇市全体の小学校区マップ



小学校の凡例

安謝小学校	識名小学校	垣花小学校	仲井真小学校
城東小学校	壱屋小学校	小禄小学校	金城小学校
城北小学校	若狭小学校	高良小学校	曙小学校
城西小学校	神原小学校	宇栄原小学校	小禄南小学校
城南小学校	真和志小学校	松島小学校	真地小学校
真嘉比小学校	与儀小学校	古蔵小学校	さつき小学校
泊小学校	城岳小学校	上間小学校	銘苅小学校
大道小学校	天妃小学校	仲井真小学校	天久小学校
松川小学校	開南小学校	石嶺小学校	那覇小学校

那覇市教育委員会(2018年)

2章 地域づくりを進める仕組み

1 まちづくり協議会とは 「地域づくりの場(プラットフォーム)」

まちづくり協議会は、「ゆるやかなつながりのある社会」を実現するための、地域づくりの場（プラットフォーム）です。自治会、NPO・市民活動団体、企業・事業者、個人、市など、多様な主体が関わり、それぞれの思いや活動を共有しながら、協力して地域づくりを進めていきます。地域のつながりを育み、課題解決に向けた協働の土壌をつくっていくことが、まちづくり協議会の大きな役割です。

また、まちづくり協議会は、人や団体をつなぐ「地域のつなぎ役」であると同時に、自ら地域の課題解決に取組む「実践の担い手」でもあります。地域には目的や関心ごとに応じた多様なコミュニティがありますが、まちづくり協議会は、地域に暮らすすべての市民を対象とし、誰もが関わりを持てる共通の土台として機能する点が特徴です。



地域づくりのプラットフォームには、以下の3つの要素があります。この3つが互いにかみ合って回ることで、活動が自然に広がり、地域全体が元気になります。

(1)話し合いの場

まちづくり協議会は、地域の多様な個人や団体が集まり、自由に発言・共有できる「みんなの話し合いの場」です。誰でも参加でき、一人ひとりが対等に自分の考えや思いを出し合うことで、共感やつながりが生まれます。

(2)つながる・つなげる場

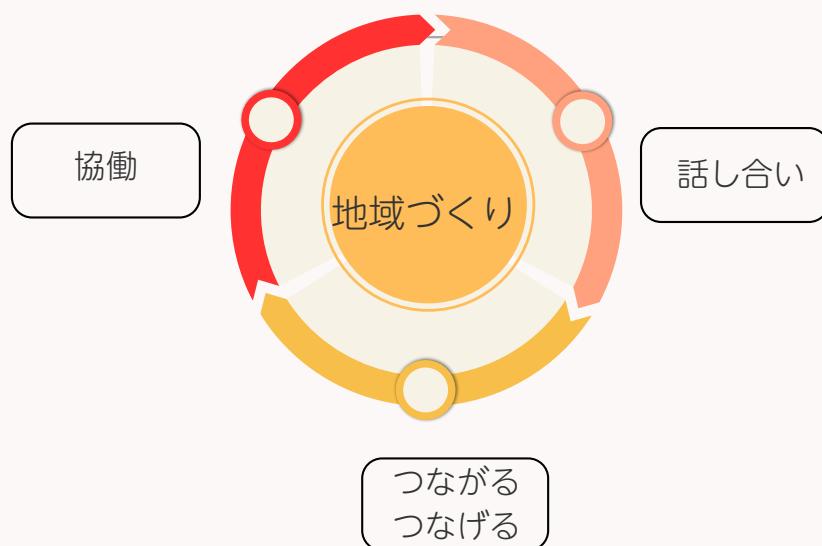
まちづくり協議会は、地域の多様な個人や団体がつながり、互いをつなげる場です。共通のテーマに取組む人や団体などを紹介し合うことで、新たな出会いを生み、学び合い、支え合う関係づくりを進めます。

(3)協働の場

まちづくり協議会は、対話を通じてつながった多様な個人や団体が、協働に取組むための場です。

「協働」とは、多様な主体が、同じ目的のために、互いの特性を活かし、補い合い、影響し合いながら、協力して取組むことをいいます。

まちづくり協議会は、「協働」を促す役割を担うとともに、自らも活動の担い手として協働を実践します。こうした協働の積み重ねによって、一人ひとりのより良い暮らしの実現につなげていきます。



2 まちづくり協議会の8つの大切にしたいこと

まちづくり協議会の前述の3つの要素「対話、つながる・つなげる、協働」を發揮させるために、次の(1)～(8)を大切にします。

(1) 地域を知る

地域には、公民館や学校、公園といった施設をはじめ、歴史や文化、人材など、さまざまな「地域資源」が存在します。また、自治会、NPO・市民活動団体、企業・事業者、PTA、各種サークル、個人など、多様なコミュニティが、それぞれの立場から地域活動に取り組んでいます。まちづくり協議会は、こうした資源や人のつながりを、「資源マップ」として見える化するとともに、地域の状況や特性をまとめた「地域カルテ」として共有します。これにより、地域にどのような力があるのか、また、どのような課題や変化が生じているのかを、地域全体で共通認識として持つことができます。さらに、まちづくり協議会は、地域カルテや日常の気づきを基に、市民とともに地域の未来像となる「地域ビジョン」を描き、目指す方向性を確認します。地域ビジョンは、市民一人ひとりの思いや、地域に受け継がれてきた文化を、対話を通じて言葉にし、地域みんなで育っていくものです。なお、まちづくり協議会設立時の趣意書が、その出発点となっています。

(2) わくわくする話し合い

まちづくり協議会は、地域で活動する多様な主体が気軽に集まり、地域のことを自由に話し合える「対話の場づくり」を大切にします。立場や活動内容が異なっていても、同じ地域に暮らし、関わる仲間として、互いを尊重しながら意見交換や情報共有を行います。話し合いの中で生まれた意見やアイデア、気づき、課題は、まちづくり協議会で共有し、地域として目指す方向性を確認したうえで、次の行動へとつなげていきます。

(3) つながる・つなげる

まちづくり協議会は、地域で活動する多様な個人や団体と積極的につながり、その関係性を生かして、協議会での話し合いや活動への参加の輪を広げていきます。また、共通の关心やテーマをもつ個人や団体同士をつなぎ、互いの取組みに学び合い、活かし合えるよう、橋渡し役としての役割も果たします。

(4) 協働する

まちづくり協議会は、市民の「ひとりでは解決できない困りごと」や「みんなで話したいこと」を受け止め、話し合いの中で生まれたアイデアや課題を、参加者や関係する団体・機関と共有します。そこに共感した個人や団体が関わることで、取組みは協働へと広がっていきます。協働とは、「課題を共有する→話し合う→活動を実践する→ふりかえる」というプロセスを重ねながら、ひとりでは対応が難しい課題に、みんなで向き合っていくことです。まちづくり協議会は、この協働が円滑に進むよう、助言やつなぎ役を担うとともに、必要に応じて、自らも活動の担い手として関わります。

(5) 情報の受発信

まちづくり協議会は、地域の声や取組みを丁寧に受け止め、必要な情報を分かりやすく伝える「情報の受発信」を大切にします。協議会の活動や地域での出来事を、SNSやチラシなどを通して発信することで、まちづくり協議会の存在や取組みが見えやすくなり、地域の魅力やつながりが広がっていきます。

また、市民の声や地域で起きていることを拾い上げて市や関係機関に伝えるとともに、市からの制度・支援・防災などの情報を地域に届けます。

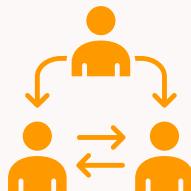
(6) 学び、育つ

まちづくり協議会は、市民が互いに学び合い、成長していく「学びの場」です。知識や経験を分かち合い、対話を重ねることは、地域という土壌を耕し、次の活動や担い手が育つ基盤となります。また、まちづくり協議会は、地域を支える多様な「まちづくり人材」が育つ環境を大切にします。学びや交流の機会をつくり、なは市民協働大学・大学院や、なは市民活動支援センターの講座、まちづくり協議会同士の意見交換会なども活用しながら、実践を通じた学びを深めていきます。なかでも、地域に関わる多様な主体をつなぐ「コーディネーター人材」は、まちづくりを支えるうえで重要な存在です。

▶コーディネーター人材

コーディネーター人材とは、地域に関わる多様な個人や団体をつなぎ、話し合いの進行や合意形成、調整などを通じて、協働のプロセスを支える役割を担う人です。地域の主体性を引き出し、一人ひとりの思いやアイデアが形になるよう、寄り添いながら伴走します。

こうした人材は、まちづくり協議会の活動を通じて育まれる存在でもあり、市においては、まちづくり協働推進課の職員もその役割を担っています。



(7) 運営をととのえる

まちづくり協議会は、活動を安定的に継続するために、運営マニュアルの作成や事務局機能の整備を進めます。事務局は、会議の企画・調整、資料作成、会計や記録の管理、情報共有など、協議会の活動を支える役割を担います。

こうした業務にあたっては、ICTやデジタルツールも活用し、事務負担の軽減と業務の効率化を図ります。運営マニュアルについては、共通化が可能な部分を各協議会間で共有・統一していくことが望ましく、まちづくり協働推進課とも連携しながら整備を進めます。

また、打ち合わせや交流、資料の保管、情報発信などに活用できる拠点の確保も重要です。活動の規模や地域の実情に応じて、市と協議を重ねながら検討を進めていきます。

(8) みんなで決めてみんなでつくる

まちづくり協議会は、みんなで話し合い、みんなで活動をつくり、地域を育んでいくことを大切にしています。地域の状況や課題、これまでの取組みは地域ごとに異なるため、それぞれの地域に合ったテーマを、対話を重ねながら選んでいきます。こうして共有された考えをもとに、できることから行動に移し、実践を通じて工夫や見直しを重ねていきます。

3 まちづくり協議会の取組む地域づくり

まちづくり協議会では、地域ごとの状況や課題、市民一人ひとりの関心に応じて、さまざまな地域づくりの取組みが生まれています。防犯・防災や見守り、子育て、環境、居場所づくり、イベントの開催など、テーマや進め方は地域によってさまざまですが、いずれの取組みにも共通しているのは、「地域の声を出発点に、できることから始める」という姿勢です。まちづくり協議会では、月に一回程度の役員会（コアメンバー会議）や定例会を開き、話し合いや活動を行っています。会議や集まりは、小学校の地域学校連携施設や公民館などを使っています。

ここでは、まちづくり協議会が地域の人や団体と協働しながら取り組んできた、具体的な事例を紹介します。



詳細情報はこちら
(市HP)

安全・安心（防犯・防災）

【防犯灯】

自治会がなくなってしまったエリアで、住民が防犯灯の維持管理に困っていると声を上げたところ、曙小学校区まちづくり協議会が市の補助制度を活用して、申請窓口となり、維持管理の主体を引き受けました。まちづくり協議会が自治会の機能を補うことで地域の安全・安心を守ることができます。



▲曙小学校前の防犯灯（2025年）

【防災イベント】

小禄南小学校区まちづくり協議会（通称「おろっくるん」）と市民活動団体「チーム06（おろく）」、若狭公民館が協働し、小禄南小学校において防災イベント「リッカ！ヤール一キャラバン！」を開催しました。当日は、小中学生をはじめ、自治会、社会福祉協議会、包括支援センター、民生委員、企業、市など、さまざまな個人・団体が参加し、楽しみながら学べる実践的な防災訓練を行いました。



▲小禄南小学校区まちづくり協議会の防災イベント「リッカ！ヤール一キャラバン！」（2024年）

こども・子育て

【子どもの見守り】

コロナ禍で先細りしてしまった自治会の「夏休み朝のラジオ体操」を再び盛り上げたい。ある自治会長が若狭まちづくり協議会の場で発したその一言をきっかけに、若狭小学校の教員が、こどもと自治会をつなぐマッチングの場を企画しました。その結果、こどもたちは「どこでラジオ体操が行われているか」を知り、自治会は「地域のこどもたちの顔」を知ることができ、ラジオ体操の取組みが再び活気を取り戻すとともに、朝のにぎわいの中で地域全体でこどもたちを見守る環境づくりにつながりました。



▲若狭めおと自治会ラジオ体操（2025年）

健康・福祉

【高齢者の見守り】

石嶺小学校区まちづくり協議会では、地域の医療・福祉関係者が協働し、年金支給日に地域内3か所の金融機関で、血圧測定や骨密度測定などの健康相談を実施しています。気になる症状が見られた高齢者については、地域包括支援センターへつなぐ体制を整えており、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。



▲石嶺小学校区まちづくり協議会
金融機関での健康相談（2025年）

交流

【おまつり】

与儀小学校区まちづくり協議会では、地域で実行委員会を結成し、「よぎトックリキワタまつり」を開催しています。近隣店舗の出店や、住民によるダンス・演奏、献血、フードドライブなど、多彩な催しが展開されています。これまでに10回の開催を重ね、当時の子どもたちが成長し、現在では企画・運営を担うなど、人材の育成や世代間交流の促進にもつながっています。



▲よぎトックリキワタまつり（2025年）

【運動会】

大名小学校の運動会は、大名小学校区まちづくり協議会と自治会が、学校と協働して運営しています。これにより、地域住民・学校・自治会が一体となり、新たな交流の場が生まれ、地域のつながりが深まっています。



▲大名小学校・こども園大名地域合同運動会
(2025年)

つながりづくり

【定例の話し合い】

金城小学校区まちづくり協議会の毎月の定例会では、広く参加を呼びかけており、オンラインでの参加も可能となっています。地域や地域づくりに関心のある個人や、さまざまな活動を行っている団体などがこの場で出会い、互いに応援し合う関係性が育まれています。



▲金城小学校区まちづくり協議会定例会
(2025年)

4 | 市民のまちづくり協議会への関わり方

地域には、多様な市民が暮らしています。地域の課題や魅力に気づき、それを自分ごととして捉えながら、主体的にボランティアとして地域活動や市民活動に関わる人がいます。まちづくり協議会への関わりは、こうした関わり方の一つです。

(1)誰もがまちづくり協議会に参加できる

まちづくり協議会への関わりは、特別な人だけが担うものではありません。市民一人ひとりが、自分のペースで関わる活動です。「地域について気になることがある」「何か役に立ちたい」「仲間とつながりたい」と感じたとき、誰でも気軽に参加することができます。

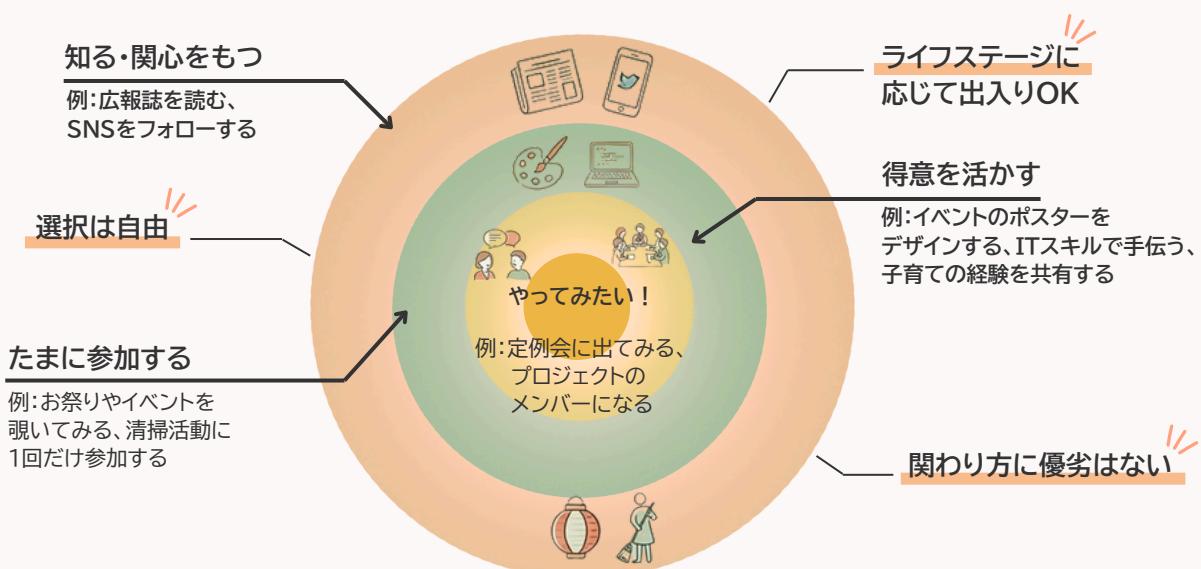
(2)市民の力を活かす

市民一人ひとりが、仕事やこれまでの経験、資格など、自分の得意な分野を生かして、地域の課題解決や企画づくりに関わることは、地域にとって大きな力になります。福祉、教育、環境、デザイン、ICT、経営、子育てなど、多様な専門性やスキルは、地域の大切な財産です。

市民は、日々の暮らしを営む生活者であると同時に、企業や事業者、団体の一員など、さまざまな立場や役割を持っています。まちづくり協議会には、こうした多様な立場で参加し、それぞれの視点や強みを活かして意見を出すことができます。

(3)市民のまちづくり協議会への多様な関わり

地域の情報が届き、活動を知り「ちょっと気になるな」という気持ちは、地域活動への「参加」の一歩が始まっています。地域には、興味のある活動に参加したり、できるときに少し手伝ってみたりと、自分の「やってみたい」を形にできる場があります。関わり方は人それぞれあり、仕事や子育て、介護など、その時々の暮らしに合わせて、参加の回数や関わりの深さを自分で選ぶことができます。無理のない関わり方を大切にしながら、一人ひとりの「やってみたい」が尊重され、実現できる地域であることが大切です。



【市民のまちづくり協議会への参加の事例】

移住者の参加

引っ越してきたばかりで知り合いのいなかった市民が、市から紹介されたまちづくり協議会の定例会に参加すると、温かく迎えられ、地域の活動や人とのつながりが少しずつ広がっていきました。

ほかにも、こども食堂を手伝う人や、水泳インストラクターの経験を生かして学校を支える人など、多様な関わり方があります。まちづくり協議会は、誰でも気軽に参加でき、自分の得意や関心を生かせる場です。小さな一歩が地域に新しい居場所を生み出します。



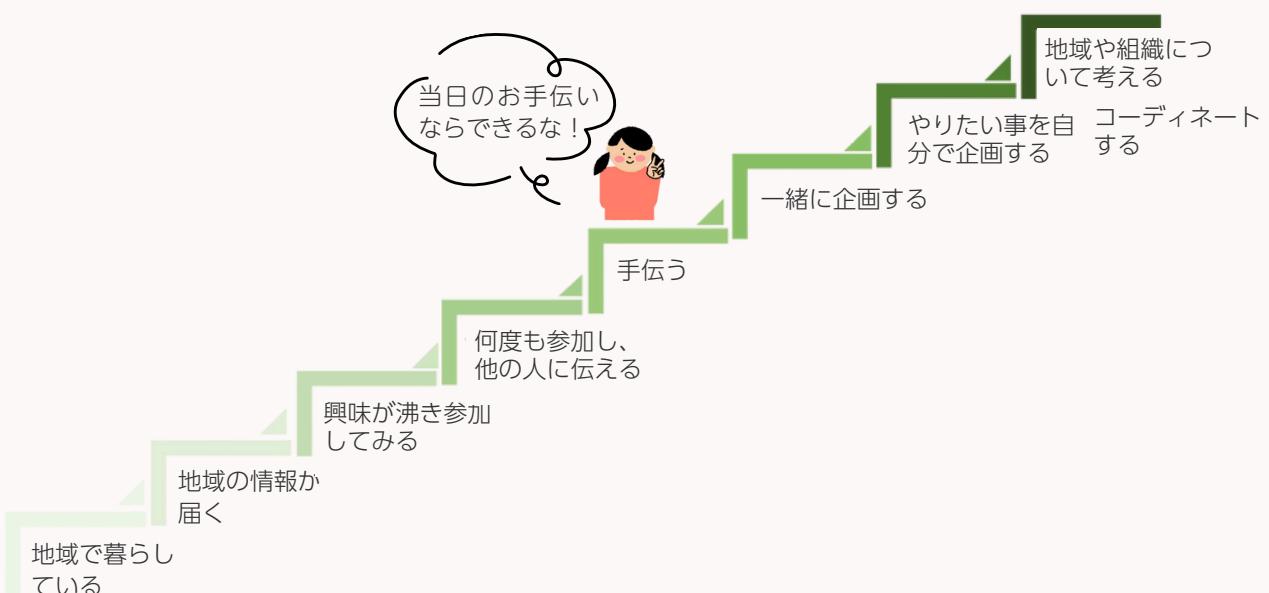
若者の参加

子ども会がない地域で、中高生が「ボランティア証明書がもらえるなら」とまちづくり協議会に参加しました。緊張しつつも地域に温かく迎えられ、ハロウィーンイベントの企画や、小学校の壁をイルミネーションで飾り冬の夜道を明るくしたりと、地域の人と協力しながら活動を重ねました。地域の人からの「ありがとう」「きれいだね」の言葉に励まされ、自分たちの行動が喜びにつながっていることを実感しました。仲間と達成感を分かち合う中で「コミュニケーション力がついた。楽しくて続けたい」と話しています。



(4)市民の地域づくりのスキルや状況に応じたまちづくり協議会への参加

やりたいことを形にするには経験や知識が必要な場合もあります。まちづくり協議会では、参加者の関心やスキルに応じて段階的に関われる仕組みを整え、初めての人も無理なく学びながらステップアップし、主体的に地域づくりに関わる人が増える環境をつくります。



(5)市民の市政への主体的な参加

市民が市政に参加する方法には、さまざまな段階があります。一口に「参加」と言っても、その中身や深さには大きな違いがあり、特に重要なのは市民が意思決定にどれだけ関わるかという点です。例えば、説明会に参加したり、市の施策について意見を述べたりすることも「市政への参加」です。しかしそれが、単なる情報提供にとどまるのか、市民の意見が実際の政策や事業に活かされているのかによって、参加の質は大きく変わってきます。大切なのは、「何を決めるか」だけでなく、「どのように決めているのか」という視点です。那覇市では、この考え方をふまえ、市民が主体的に関わるよう、市が伴走者として寄り添いながら、市民とともに地域づくりを進めます。

■市民の市政への主体的な参加ステップ図(S.R.アーンスタインの〈住民参加の梯子〉を参考に作成)

段階			市民参加の段階	市民の関与の内容	市の関与の内容
実質参加	7	市民自治	市民主体の活動に行政を巻き込む	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体的に公共サービスの担い手になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体のデザインと運営
	6	権限授受	市民主体の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体が公共サービスの事業を受託（指定管理制度など含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・決定権や管理権限の一部を市民に渡す
	5	パートナーシップ	市民と行政との協働、決定権の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体と行政の共催事業や協働事業開催 ・行政サービスの方針・運営・評価に関与する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と対等なパートナーとして計画づくりなど協働する
形式参加	4	参加機会の拡充	行政主導で市民の意思決定のある参加	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型のワークショップ参加 ・地域の意見をまとめ、実行できるものを実施 ・行政サービスに対する友の会や愛護会など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型のワークショップ開設 ・市民団体への補助金制度（意見を聞き話し合うが、最終的な決定は行政）
	3	意見聴取	与えられた役割の内容を認識したうえでの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントやアンケートなどにおいて市民意見を発する 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査やグループインタビュー、パブリックコメント ・委員会等での市民公募 ・意見を聞き取り相談に乗る（反映するかは不明）
非参加	2	情報提供・収集	形式的市民参加	事業や計画等の情報を取得する（ホームページ、チラシ、広報誌等）	<ul style="list-style-type: none"> ・一方的な情報提供
	1		ごく一部の市民の参加	不満・陳情を発信	<ul style="list-style-type: none"> ・不満回避 ・不満・陳情を受ける

コラム2 まちづくり協議会と自治

まちづくり協議会は市民一人ひとりの「やってみたい」を人と人の関係性の再構築で実現する自治の場

特定非営利活動法人 1万人井戸端会議 代表理事 南 信乃介 氏

現代では自治の精神や営みを体感できる場も少なくなっています。しかし台風の去った後に家の外や道路を掃除する人々、コロナ禍で支えあっていた日々など自治の片鱗として私たちの中に確かにあります。

自治を担う身近な組織といえば自治会です。自治会はその精神性と伝統文化で世代を結びつけ、誇りを持てる地域づくりを担い続けています。これまで行政が担っていた部分をそういった自治会を含むまちづくり協議会などの自治組織に権限委譲し住民自治で担うという選択をする事例もあります。自治の力と意志次第で予算、管理運営することの選択肢が生まれます。良し悪しではないと思いますが、肝心なのは行政側も移譲して終わりではなく、伴走しながら共に必要な力を養っていくことでしょう。また自治組織は行政の下請けではなく、ものいう組織もあります。その健全な距離感も忘れてはいけません。

改めてこれから自治組織に必要な力はなんでしょうか。それは時代に合わせて更新できる力です。そのためには様々な小さな活動(例えば運動仲間、サークル仲間、保護者仲間)がたくさん、生まれ続けること、またその小さな活動を活発にするためには、個々人の声や想いを受け止める人や場が必要です。

そういった意味では、自治の原動力は「やらされる」義務感ではなく、「やってみたい」という市民の内発的な関心にあります。自治組織が地域の課題解決を目指すのはいいですが、対話を通じてルールや関係性を育む過程こそが、地域の自治力を高めます。自治の核心は、効率や損得を超えた人ととの関係性の再構築です。制度改革と並行し、生きにくさを抱えている人を含む住民の好奇心や自発性を尊重する地域づくりが、那覇市の未来を支えていきます。人と人の接点をつくるまちづくり協議会等が地域の自治力を育てる場となることを期待しています。

2章

地域づくりを
進める仕組み

5 地域づくりを担う自治会

自治会は、一定の地域に暮らす住民が、「地域をより快適で住みやすくしたい」という共通の思いのもとに自主的に結成した任意団体です。地域の日常を支える基礎的な役割を担っており、防災、防犯、環境美化、地域行事など、生活に密着した活動を通して、地域のつながりを支えています。一方、まちづくり協議会は、自治会に加え、NPO・市民活動団体、企業・事業者、市など多様な主体をつなぐ地域づくりのプラットフォームとして、自治会だけでは対応が難しい課題や分野も含めて、補完的な役割を果たします。それぞれの団体が持つ特性や強みを活かしながら連携することで、より多様で持続可能な地域づくりが可能になります。以下に、自治会の主な特徴を整理しました。

項目	区域	構成員・対象	目的	主な活動	性格
特徴	町字、集合住宅など	住民中心の会員 ※主に会員を対象とした活動	区域住民の福祉の向上、安全で安心な暮らしや住みやすい地域環境をつくる組織	防犯、防災、福祉、環境美化、文化伝統芸能・行事運営など、地域生活に密着した日常的な活動	・区域住民の加入を基本とし、主に会員による会費や労力で運営している ・住民の意見をとりまとめて市との窓口になるほか、市やまちづくり協議会など他団体と連携している

6 地域づくりの多様な主体

—「担い手と支え手」という一つの考え方—

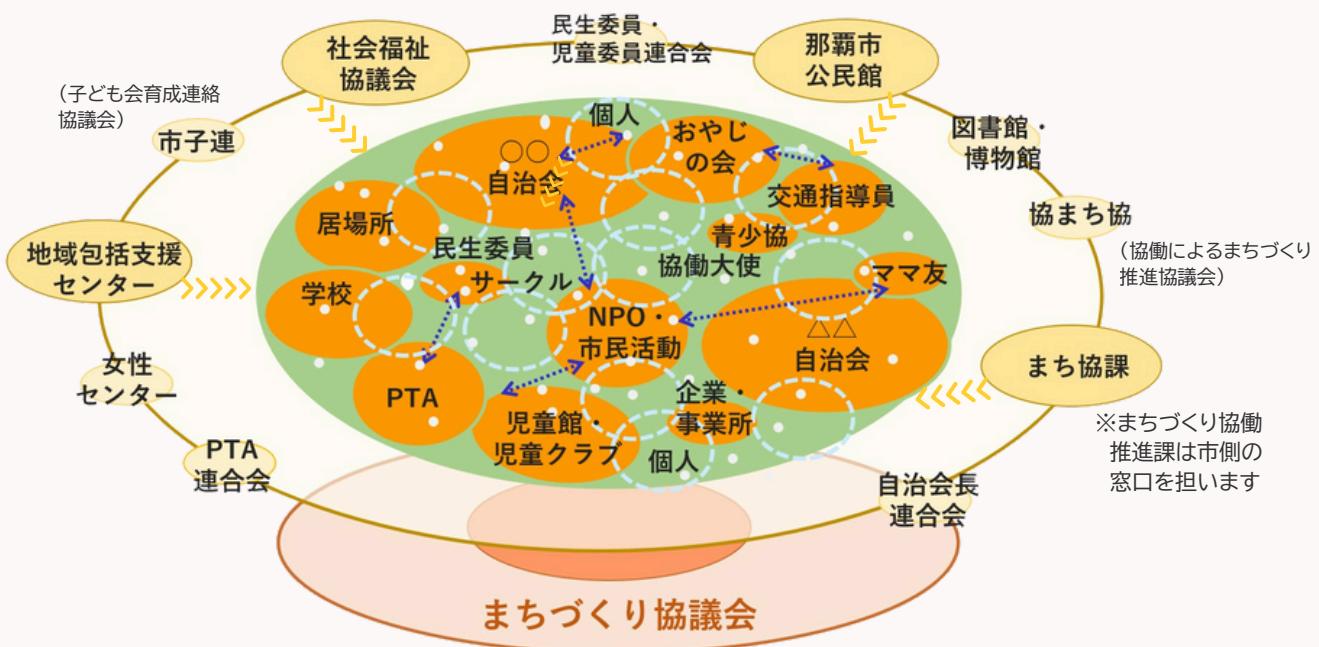
地域には、さまざまな立場や役割を持つ個人や団体が存在しています。まちづくり協議会にこうした多様な主体が集まる際、それぞれがどのような立場で関わっているのかを把握しておくことで、相互理解が深まり、連携もスムーズになります。そこで本方針では、地域づくりに関わる多様な主体を「担い手」と「支え手」という視点で整理します。

地域を拠点に活動する自治会、NPO・市民活動団体、学校、企業・事業所、個人などは、地域の現場で実践を担う「担い手」です。それぞれが、自らの関心や得意分野に応じて活動を行っています。一方で、市全域または複数の地域を視野に入れて、「担い手」を支える立場にあるのが「支え手」です。社会福祉協議会や地域包括支援センター、市のまちづくり協働推進課などがこれに該当し、情報提供や助言、専門的な支援、事業の実施などを通じて担い手を支援しています。支え手は、中立的かつ専門的な立場から担い手の課題に寄り添い、他地域の事例共有などを通じて、活動の質や継続性を高める役割を果たします。

なお、「担い手」と「支え手」の役割は固定的なものではありません。状況や取り組みの内容によっては、支え手が担い手として活動したり、担い手が他者を支える立場になることもあります。こうした柔軟な役割の転換を通じて、地域づくりはより豊かに進展していきます。

▶地域(校区)における活動の担い手と支え手のイメージ図

(分かりやすくするために、一部の団体のみ掲載)



凡例

地域を中心に活動する
担い手(個人・団体)

市全域を対象とする支え手
(コーディネーター配置)

市全域を対象とする支え手
(特定のコーディネーターの
配置はない)



地域で生まれたつながり

←···→ まちづくり協議会で生まれた
つながり



地域



個人・協働大使

関連ページ：補足編 補足3 地域づくりの多様な主体 A-7～A-17

地域づくりの多様な主体による連携・協働

—誰も取り残されない社会につながる—

まちづくり協議会には、多様な主体が集まります。それぞれが、地域にある守りたいものや大にしたいもの、わくわくすることの実現、あるいは困りごとや不安の解消に向けて、対話を重ね、つながり、協働しながら取り組んでいきます。こうした取組みにおいて、「担い手」と「支え手」が連携し合い、ゆるやかなつながりが広がっていくことで、地域への関心を持ちにくい方も含め、すべての市民が社会とつながるきっかけが生まれます。

まちづくり協議会は、地域に暮らすすべての市民に目を向け、誰もが自分のペースで関わられる参加の場を工夫しながら、誰一人取り残されない地域づくりを支えていく存在です。



地域づくりの担い手(一部)

- ① 協働大使
- ② 民生委員児童委員
- ③ 各種ボランティア
- ④ 各種コミュニティ
- ⑤ 地域に思いを寄せる個人
- ⑥ 自治会
- ⑦ NPO・市民活動団体
- ⑧ 企業・事業者
- ⑨ PTA
- ⑩ 中学校区青少年健全育成協議会(青少協)
- ⑪ こどもの居場所
- ⑫ 児童館
- ⑬ 児童クラブ
- ⑭ 保育所等
- ⑮ 地域子育て支援センター・つどいの広場
- ⑯ 地域学校協働本部
- ⑰ 小学校・中学校・高校・専門学校・大学等

地域づくりの支え手(一部)

[福祉・保健]

- ① 社会福祉協議会
- ② 民生委員児童委員連合会
- ③ 地域包括支援センター
- ④ こども家庭センターなは
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ こどもと地域をつなぐサポートセンター糸
- ⑦ 保健所

[教育・子育て]

- ① 市公民館
- ② 市立図書館
- ③ 那覇市PTA連合会
- ④ 那覇市子ども会育成連絡協議会(市子連)
- ⑤ 那覇市青少年健全育成市民会議

[防災]

- 防災危機管理課・消防局

[防犯・交通安全]

- 市民生活安全課

[多文化共生]

- 市民生活安全課、公民館、まちづくり協働推進課
平和交流・男女参画課

[地域コミュニティ・市民活動支援]

- ① まちづくり協働推進課・なは市民活動支援センター
- ② 協働によるまちづくり推進協議会(協まち協)
- ③ 自治会長会連合会

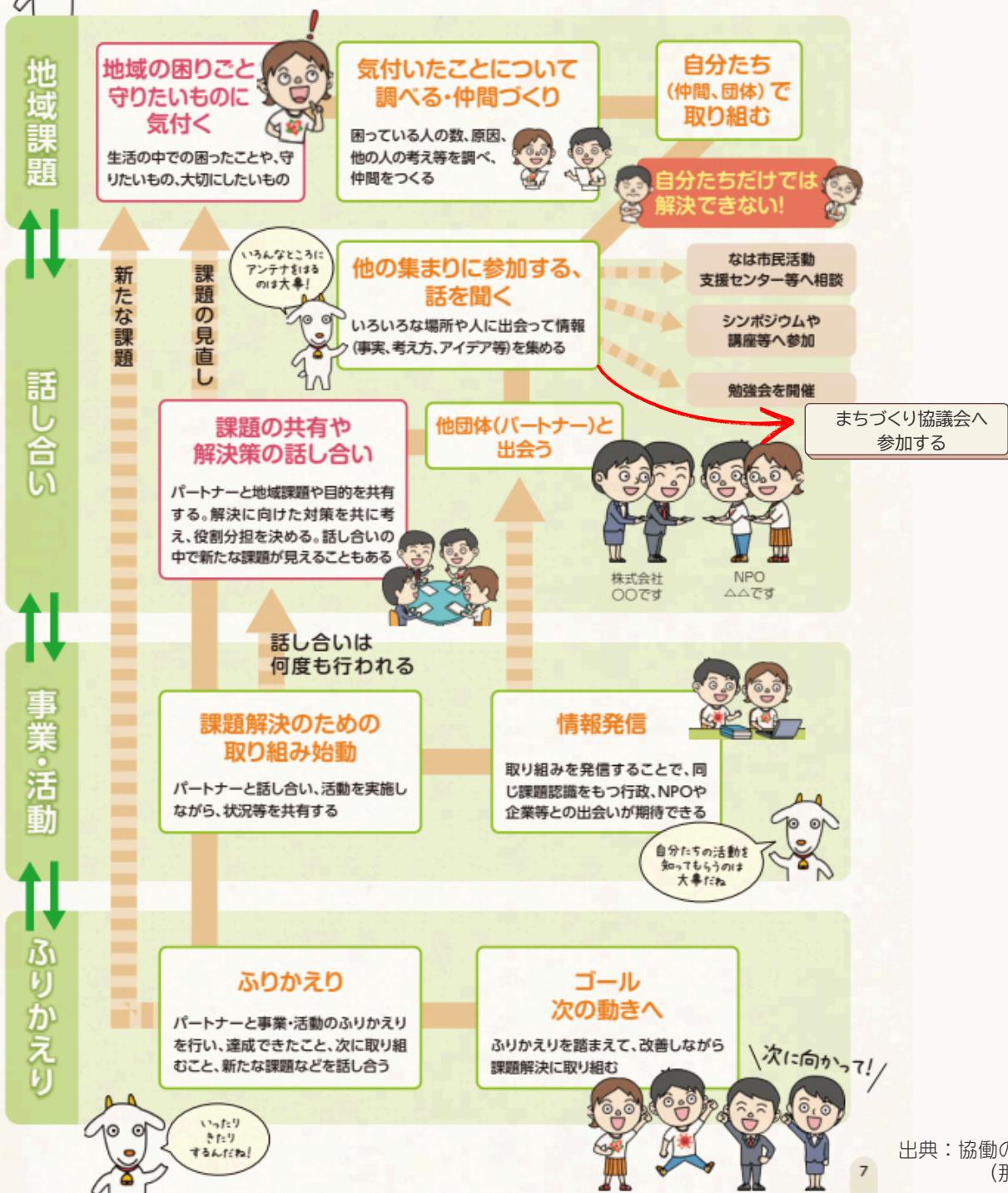
7 協働の進め方

市民や市が、自分たちや自分たちの団体・組織だけでは解決が難しい課題に直面したとき、協働による取組みが必要になります。その第一歩は、自分たちに何が足りないのかを認識し、他者の力が必要であることに気づくことです。こうした気づきが、協働のスタートにつながります。協働は、共通の目的を実現するために、立場や役割を超えて力を合わせる手段です。まちづくり協議会に市民や市が参加することも、協働を始める大きなきっかけのひとつです。そこでは、立場の違いを超えて話し合い、地域の課題にともに取り組む基盤が育まれていきます。

2. 協働の進め方 協働の手引き



プロセスとしての協働

出典：協働の手引き
(那覇市)

8 協働のポイント

(1) 協働で取組みを進めるときの5つの視点

協働を効果的に進めていくためには、制度や仕組みの整備だけでなく、人と人との関係性や姿勢が重要です。地域課題への取組みは、一人ひとりの「何とかしたい」という思いから始まります。その思いを原動力として協働を進めるためには、次の5つの視点が大切になります。(※各視点の詳細については、「協働の手引き(那覇市)」をご参照ください。)

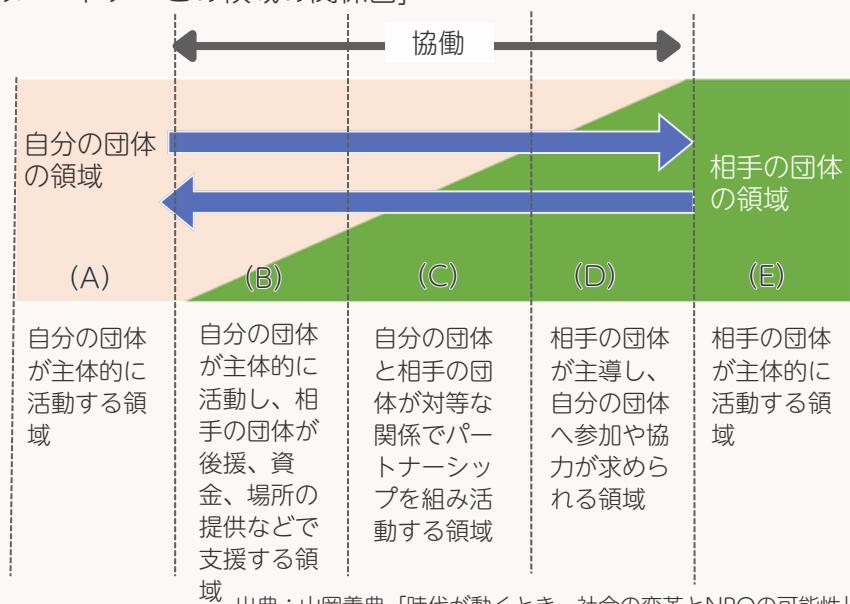
- ① 一人ひとりの思い「何とかしたい！」を大切にする
- ② 協働のパートナーと役割分担、補い合うことを意識する
- ③ 日頃から信頼のネットワークを築く
- ④ ヒト・モノ・コトをつなげるコーディネートを意識する
- ⑤ 組織の柔軟な対応が協働を進める

(2) 協働で取組みを進めるときのパートナーとの関わり方

協働を進めるうえでは、お互いの関わり方の領域を意識することが大切です。協働の形にはさまざまなスタイルがあり、たとえば「企画の段階から一緒に考える」「実施や運営を担う」「支援や後方支援として関わる」といった、関わりの深さや役割の違いがあります。そのため、共通の目的や社会的なニーズ、そして取組みの進捗状況に応じて、役割分担と責任の範囲を丁寧に整理していくことが求められます。

また、協働は常に変化する状況の中で進められるため、関わり方や責任の範囲を固定せず、必要に応じて見直す柔軟さも重要です。こうした考え方を持つことで、負担や責任が一方に偏ることを防ぎ、パートナー同士が安心して協働を継続できる関係を築くことができます。

[協働のパートナーとの領域の関係図]



出典：山岡義典「時代が動くとき－社会の変革とNPOの可能性」
(ぎょうせい 1999年) の図を一部改変



協働の手引き
(那覇市)
(2022年)参考

3章 まちづくり協議会と市の関係

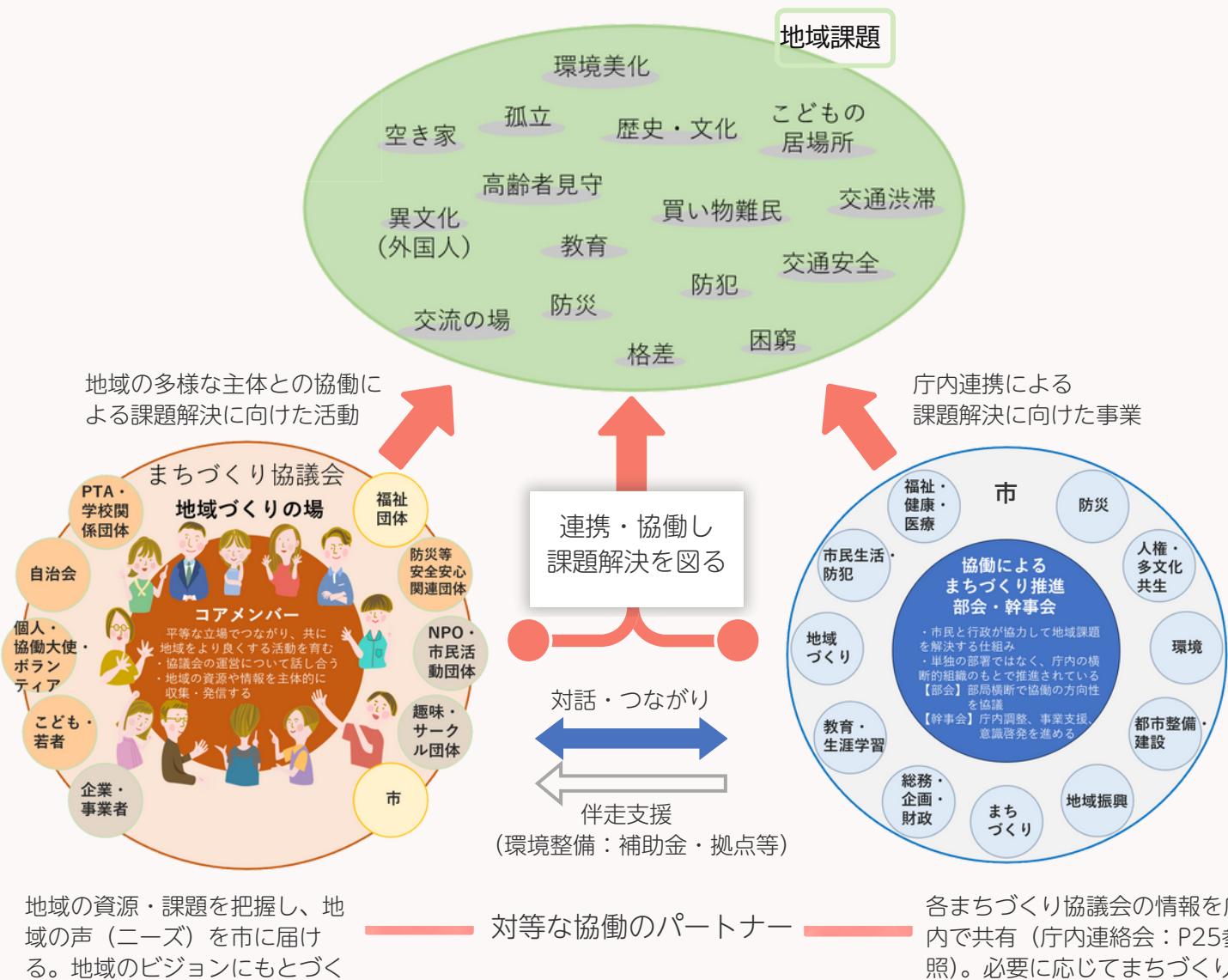
1 まちづくり協議会と市の関係

地域には多様な課題があり、まちづくり協議会と市は、それぞれの立場から課題に向き合い、活動や事業を進めています。市は、補助金の交付や拠点確保などを通じて、まちづくり協議会の取組みを伴走的に支援します。

まちづくり協議会と市は、それぞれが果たすべき役割を担いながら対話を重ね、一緒に取組めることを見つけて連携・協働する、対等なパートナーです。

まちづくり協議会は、自分たちにできる活動に取組みながら、地域の声や課題、新たな取組みやアイデアを自ら考え、市に届けます。市は、そうした声を丁寧に受けとめ、その趣旨を可能な限り施策や制度づくりに活かしていきます。

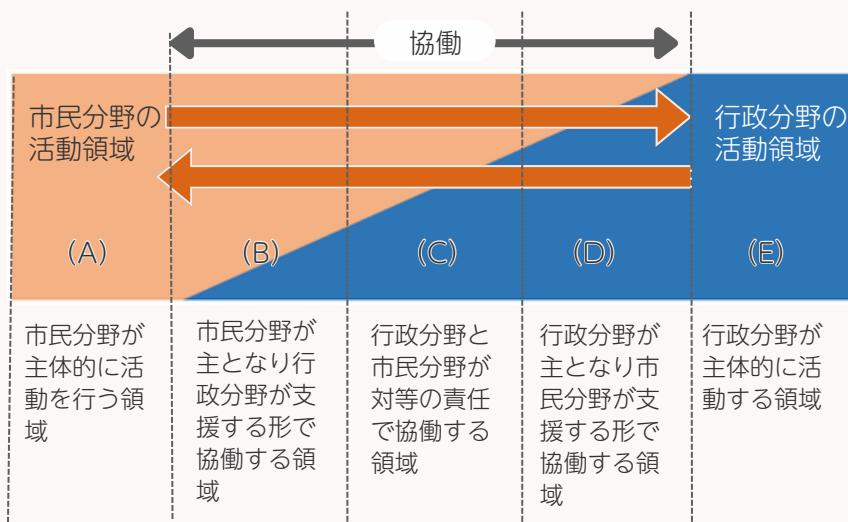
[課題に向き合うまちづくり協議会と市の関係図]



また、市の各課（防災、福祉、教育、健康、こども、商業、交通など）も、日々の業務の中に「地域づくり」や「協働」の視点を意識します。まちづくり協議会で話し合われた内容は、必要に応じて関係課で共有し、まちづくり協議会と意見交換を行います。

地域での小さな気づきを早い段階でまちづくり協議会と共有することで、地域にとって必要な支援や制度につながり、課題が大きくなる前に対応することが可能となります。こうした対話と連携の積み重ねが、地域全体で支え合う仕組みを育み、誰も取り残さない「地域共生社会」への歩みを確かなものにします。

[市民分野と行政分野の領域の関係図]



出典：山岡義典「時代が動くとき—社会の変革とNPOの可能性」（ぎょうせい 1999年）より一部改変

【まちづくり協議会と市の協働事例】

○第32回 WBSC U-18 野球ワールドカップ～

小中学生が大会出場国・地域を応援し、言語や文化を学ぶ異文化交流を目的に、観光課がまちづくり協議会の定例会で企画を提案しました。首里三ヶ城南、曙、小禄南の各協議会の児童クラブや少年野球チームが応援に参加し、大会を盛り上げるとともに、地域の子どもたちは異文化に触れる貴重な学びの機会を得ました。



首里三ヶ城南校区まちづくり協議会
(パナマ応援団)

○高齢者ワクチン接種予約支援

2021年6～8月、市内11校区のまちづくり協議会が、独居高齢者等を対象に新型コロナワクチン接種の予約支援を実施しました。ネット環境がなく予約が困難な高齢者を支えるため、市へ提案し実現。協議会同士の連携や市への働きかけにより、支援者の優先接種や民生委員・地域包括支援センターとの協力体制が整い、11校区8カ所で58人の接種につながりました。



城西小まちづくり協議会および
首里三ヶ城南まちづくり協議会による
ワクチン接種予約支援 (2021年首里公民館)

2 市のまちづくり協議会に対する基本姿勢

市はこれまで、補助金の交付や助言を中心に、まちづくり協議会の活動を支えてきました。今後は、こうした支援に加え、地域に寄り添い、ともに考え、ともに取組む「伴走」と「協働」を軸に、市の役割を広げていくことが求められています。

市は、まちづくり協議会や自治会をはじめ、NPO・市民活動団体、企業・事業者、個人など多様な主体が、それぞれの強みを生かしながら連携できるよう、つながりやすい環境を整えます。あわせて、地域の実情や課題を共有し、取組みが無理なく継続していくよう、地域運営を支えていきます。

また、まちづくり協議会や自治会が存在しない地域にも目を配りながら、地域におけるコミュニティの醸成を促すため、市民一人ひとりの困りごとの解決や、やりたいことの実現に向けて、地域にある人材・団体・施設などの資源やその状況の把握に努めるとともに、必要に応じてそれらをつなぐ取組みを進めていきます。

3 地域づくりを支える市の4つの支援の柱

市は、地域の自立的な運営と持続可能な活動を支えるため、以下の4つの側面から環境整備を進めます。

(1)「ひと」を育てる：学びと人材育成

地域づくりの基盤は「人」です。市は以下の取組みを通じて、市民と職員双方の「協働する力」を高めます。

対象	取組み内容
市民向け	<p>なは市民協働大学・大学院や、なは市民活動支援センター講座、公民館講座などを通じて、協働によるまちづくりを担う人材の育成を行います。</p> <p>あわせて、こども・若者もまちづくりの一員として、まちづくり協議会や自治会に参加・参画できるよう、機会づくりや働きかけを進めます。</p> <p>さらに、地域や多様な主体をつなぐ役割を担うコーディネーター人材の育成に向け、新たな研修プログラムの検討を進めます（まちづくり協働推進課）。</p>
職員向け	<p>職員が協働人材として、地域づくりや協働の視点を持って業務に取組めるよう、また市民と対話する力を養うための研修を実施します（人事課、まちづくり協働推進課）。</p>
まちづくり協議会 向け	<p>ワークショップの運営や話し合いの進行（ファシリテーション）が必要な場面においては、市職員が現場に入り、伴走的なサポートを行なながら、ともにスキルを高めていくとともに、研修を実施します（まちづくり協働推進課）。</p>

(2) 「活動」を支える：伴走支援、補助制度の見直し

市は、まちづくり協議会の活動が効果的に継続できるよう、以下の支援や見直しを行います。

【コーディネーターの配置・育成】

まちづくり協働推進課の職員がコーディネーターとして、まちづくり協議会が行う地域資源マップやビジョン、運営マニュアル等の作成を市が伴走支援します。これにより、市民と市が同じ方向を向いて地域づくりに取組めるようにします。

また、2026年度は業務委託によるコーディネーターの試験配置も行う予定もあり、全校区配置への仕組みを検討していきます。

【補助制度の見直し】

全協議会に一律で「運営補助」と「事業補助」を交付していますが、今後は運営補助は基盤的支援として維持しつつ、事業補助は地域のニーズや取組状況に応じた段階的な仕組みに改めることを検討します。

(3) 「情報」をつなぐ：データの共有と発信

市は、データに基づく地域づくりを進めるたと、情報が誰にでも届く環境を整えます。

【データの見える化】

市が保有するデータを「オープンデータ」として公開するとともに、「地域カルテ」や「なはマップ」を充実させ、地域の課題や資源を可視化します。

【発信支援】

市の支援情報を分かりやすく届けるだけでなく、各まちづくり協議会の好事例や活動情報を集約し、広く市民へ発信します。



那覇市オープンデータ
カタログサイト



なはマップ

(4) 「場所」を整える：活動拠点の確保

市民が集い、活動するための「場所」に関するニーズに応えます。打ち合わせや交流、資料の保管、情報発信などができる拠点の確保は重要です。活動の規模や地域の実情に応じて、まちづくり協議会と協議しながら検討を進めています。

【公共施設等の活用】

学校の地域学校連携施設、公民館、支所など、既存の公共施設等の活用を広げます。

【占有スペースの検討】

資料保管や事務作業、交流に必要なスペースについて、各協議会の活動内容や規模を踏まえ、実情に合った拠点の確保に向けて協議します。

4 市内部の体制: 縦割りを超える「庁内連携」

地域課題は、防災・福祉・教育・子育てなど複数の分野にまたがります。そのため、市役所内部の「縦割り」を超えて、全部署が連携してともに考え、地域を支えられる体制（庁内連携）を強化します。庁内連携により、市民にとって分かりやすく一体的な支援が可能となり、施策の重複防止や業務効率化にもつながります。

（1）庁内連携プラットフォーム「庁内連絡会」の設置検討

協働が必要な関係課が集まり、地域から寄せられる相談や情報を共有し、庁内での調整を図る場として、庁内連携プラットフォーム「庁内連絡会」の設置を検討します。各課が分野を超えて連携し、市民協働を進めるための仕組みとして位置づけます。

庁内連絡会では、主に次の内容を想定しています。

【情報共有】

まちづくり協議会での議論や地域からの相談内容を庁内連絡会で共有し、関係する事業課が各施策や事業に活かします。個別に対応するのではなく、必要に応じて一体的な支援につなげていきます。

【研修・実践】

関係職員が、地域づくりの理念や実践方法を共に学ぶ研修の場として活用します。幅広く職員に参加を呼びかけ、希望制の研修機会として運用することで、庁内に学びの輪を広げ、地域づくりに関心を持つ職員の育成につなげていきます。

また、必要に応じて、関係課の職員が直接まちづくり協議会の話し合いの場に出向き、市民とともに地域課題について協議することで、協働の取組みへとつなげていきます。

（2）協働によるまちづくり推進部会・幹事会の活用

那覇市経営改革本部会議要綱（平成13年）に基づき、那覇市協働のまちづくり推進部会（部長級職員で構成）及び幹事会（副部長級職員で構成）を設置し、協働によるまちづくりの推進に向けた事業実施の支援や調整、職員に対する協働の意識啓発などについて協議を行っています。

これらの会を活用し、庁内連携や市民協働の事例の共有を進めるとともに、実践的な連携の取組みを積み重ねることで、縦割りを超えた協働のマインドを庁内に根付かせていきます。

(3) 地域活動の窓口、コーディネーターとしてのまちづくり協働推進課

まちづくり協働推進課は、地域と市、あるいは府内の各部署をつなぐ「コーディネーター」役を担います。地域からの相談を受け止め、市民のみなさんが安心して活動できるよう、主に以下の5つの役割を担います。

①「話し合い」と「資源マップ・ビジョンづくり」の伴走

まちづくり協議会が会議の進め方に困ったときは、ワークショップの企画や進行（ファシリテーション）をお手伝いします。また、地域の資源マップづくりやビジョンの作成にも寄り添い、形にする支援を行います。

②ネットワーク形成と情報の受発信

まちづくり協議会の地域内外の連携や、NPO・企業など多様な主体をつなぐ橋渡し役として、ネットワーク形成を支援します。「地域カルテ」などを活用して地域の課題や強みを見える化するとともに、各団体の好事例を発信することで、互いに学び合える環境をつくります。また、地域から寄せられる情報について、まちづくり協議会自身の取組みも含めて、市民に分かりやすく伝える効果的な情報発信についても支援します。

③人材育成と活動の直接支援

なは市民協働大学・大学院やなは市民活動支援センター講座などを通じて、まちづくり人材やコーディネーターを育成します。また、まちづくり協議会運営マニュアルの整備などを通じて、地域が自立的に運営できるよう後押しします。

④ 段階的で柔軟な補助制度の運用と伴走支援

地域の実情や取組状況に応じて、まちづくり協議会が地域にあった形で活用できる補助制度を運用します。運営に必要な経費については、基盤的な支援として運営補助を継続します。事業補助については、地域の関心や熟度、実現したい取組みに応じて選択できるよう、段階的で柔軟な仕組みへの見直しを検討します。

また、意欲はあっても人手や経験が不足し、取組みを進めることが難しい地域には、状況や時期を見極めながら伴走的に支援します。地域ができることから無理なく始め、必要に応じて一歩ずつ取組みを広げていけるよう支えていきます。

⑤ 市民協働への橋渡し、府内連携の推進

まちづくり協働推進課は、地域活動の身近な窓口として、市民やまちづくり協議会の取組みを受け止め、防災・福祉・教育・子育てなど各分野の制度や支援につなぎます。地域で話し合われた課題やアイデアを関係部署や関係機関と共有し、分野を超えた連携により、適切な制度や仕組みへの橋渡しを行います。

また、府内連絡会の設置を検討するとともに、地域の声を関係課に伝え、分野横断的な調整を進めます。防災、高齢者、子どもなどの各分野に加え、地域学校協働活動、生活困窮者を支える包括的支援体制など、さまざまな制度や取組みを地域の実情に応じてつなぎ、地域の取組みが無理なく広がり、継続していくよう支援します。

4章

これからの取組みと方向性

1

まちづくり協議会を支える仕組みと今後の方向性

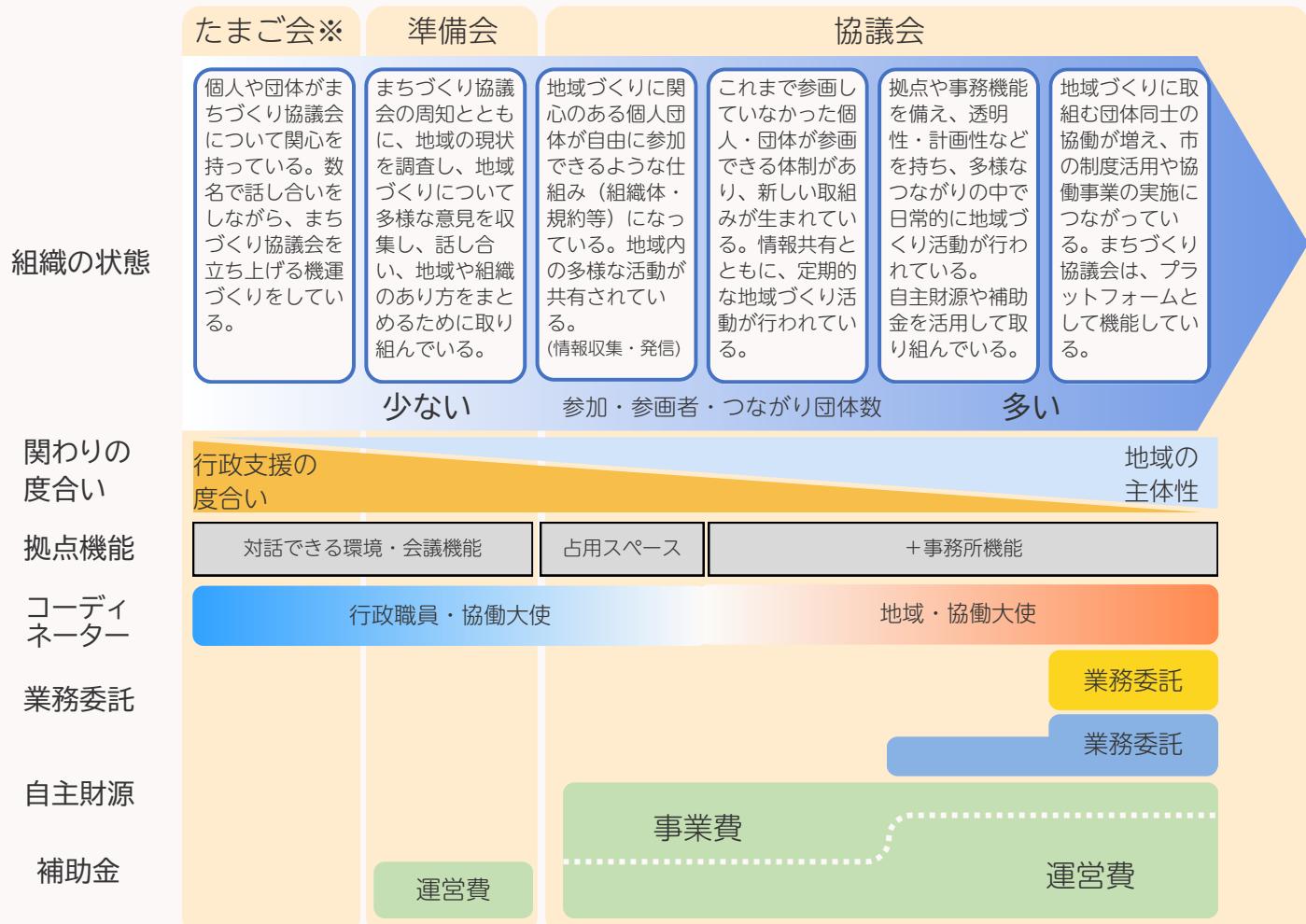
まちづくり協議会の活動を、市民が自分たちらしく、そして無理なく長く続けていくためには、地域の特性や協議会の体制に応じた「地域に合った支援」が重要です。

本市では、まちづくり協議会の成長段階や自立の度合いに応じて寄り添いながら支える「伴走型の支援」を行い、持続可能な地域づくりを進めていきます。

協議会設立前の「たまご会」や「準備会」の段階では、組織づくりや会議運営などについて、まちづくり協働推進課が丁寧に支援します。また、必要に応じて、個人や団体をつなぐコーディネーターとしての役割も担います。一方で、地域の自立が進むにつれて、こうした役割は徐々に地域主体へと移行していきます。

今後は、地域ごとのビジョンに沿った活動を支えるため、補助金制度の活用、会計・事務に関する支援、コーディネート機能の充実など、協議会の基盤を支える仕組みづくりを進めていきます。

【まちづくり協議会の展開に応じた組織の状態と伴走支援の度合いイメージ図】



※たまご会は、まちづくり協議会の設立を含め、地域の課題や大切にしたいことについて話し合う、市民の自主的な集まりのことです（まちづくり協議会設立検討会）。ここから準備会が立ち上がり、協議会の設立へと進みます。

2 まちづくり協議会の可能性

那覇市の今後のまちづくり協議会を核とした地域づくりを考えるにあたり、取組みが先行している、人口規模が近い自治体の事例を紹介します。これらの先行事例を参考にしながら、那覇市におけるまちづくり協議会の役割や目指す方向性について、市民と市が対話や学びを重ね、ともに歩んでいきます。

参考例:明石市

(人口約30万人 兵庫県)

明石市では、「明石市協働のまちづくり推進条例」に基づき、市民が主体となる「協働のまちづくり推進組織」(まちづくり協議会)が小学校区単位で設置され、地域づくりの中核的な役割を担っています。まちづくり協議会は、自治会やNPO、事業者など多様な主体が参画する開かれた組織として、市からの認定を受け、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応する役割を果たします。

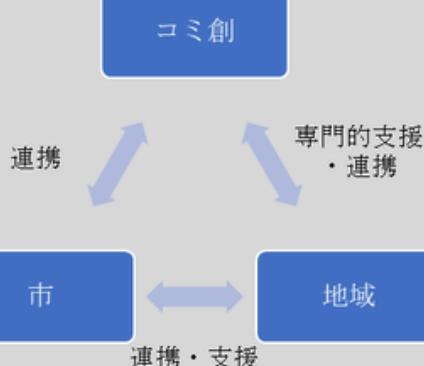
まちづくり協議会は、住民の参画を得ながら地域ビジョンを明文化した「協働のまちづくり推進計画」を策定し、市と対等な立場で「協働のまちづくり協定」を締結することで、具体的な協働事業を進めています。これらの取組みは、地域交付金による財政的支援のほか、一般財団法人明石コミュニティ創造協会による中間支援を通じて支えられています。

明石市の特徴は、意識啓発や人材育成、情報共有、活動拠点の提供などを通じてまちづくり協議会を支援するとともに、行政が主導するのではなく、市民とともに歩む伴走者として関与している点にあります。

明石市の協働のまちづくりを支援するための制度

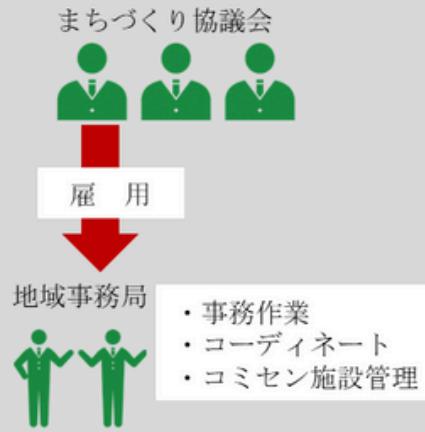
① 人的支援

中間支援組織である一般財団法人明石コミュニティ創造協会(コミ創)が第三者の立場で地域を支援している。



② 地域事務局制度

まちづくり協議会の運営を円滑にするため、有償の地域事務局員を雇用する制度を設置。



出展：明石市市民生活局コミュニティ・生涯学習課より提供

3 これからの10年の取組み 市、まちづくり協議会の役割分担

那覇市は、本方針を指針として、これからの10年を見据えた地域づくりを進めていきます。めざす社会の実現に向け、今後の主な取組みを下表に整理し、それぞれの方向性を示しました。那覇市は、地域とともに「つながり」を力に変え、那覇らしさが息づく地域づくりの実現に努めています。

凡例：市＝基礎自治体としての那覇市　ま＝まちづくり協議会

分野	取組	事業主体	取組内容 (役割詳細)	短期 (1~3年)	中期 (4~6年)	長期 (7~10年)
人材	コーディネーターの配置・育成	市	2026年度より試験配置し効果検証を行う。2032年の全校区設置を見据え体制を整備。	試験配置の実施	試験配置の継続	配置の仕組みが整う(全校区設置へ)
		市	コーディネーター育成の実践的な育成プログラムを検討・実施する。	育成プログラムの検討・実施	協働大使等がコーディネーターとして活躍	協働大使等が活躍
	まちづくり人材の育成	ま	多様な人材を育成するため、なは市民協働大学・大学院等の講座に参加する。	協働大学等の講座に参加	人材育成を充実	有機的な人材育成の仕組み構築
	職員研修	市	人事課研修や「庁内連絡会」での実践を通じ、協働人材を育成する。	市職員の協働研修の充実	市職員の協働研修の充実	市職員の協働研修の充実
目標	市の方針提示	市	「地域づくり推進方針」を提示し、概ね5年目に中間見直しを行う。	方針提示・推進	中間見直し	方針に基づいた事業の遂行
	地域ビジョン	ま	地域の未来像(羅針盤)を作成・共有する。	地域ビジョン設定	適宜見直しを行いながら推進	地域ビジョンに基づいた活動
情報	情報の受発信・データ活用	市	情報の受発信強化、地域カルテ・オープンデータの整備	地域カルテ・オープンデータ基盤づくり	地域カルテ・オープンデータ基盤づくり	共通データで課題解決を進める仕組み確立
		ま	地域の声をSNS等で発信し、市情報も地域へ伝える(情報の循環)。	活動情報の集約・発信	活動情報の集約・発信	認知度向上・参加者増

分野	取組	事業主体	取組内容（役割詳細）	短期 (1~3年)	中期 (4~6年)	長期 (7~10年)
場・つながり	拠点確保	市	学校・支所等公共施設の活用を検討し、支援策を講じる。			地域の特性に応じた拠点が整う
		ま	市と協議しながら、活動内容や規模に応じた拠点を検討・確保する。	様々な手法を検討	様々な手法を検討	地域の特性に応じた拠点が整う
	庁内連携体制	市	「庁内連絡会」を立ち上げ、情報共有・庁内連携を行う。			庁内連携や市民協働の取組み増
				庁内連絡会立ち上げ	庁内連絡会が機能	
	まちづくり協議会同士の連携	市	まちづくり協議会同士が学び合い、連携し、それぞれの活動が充実する。			知見が還流し活動が充実
				情報共有・勉強会	相互学習の定着	
	こども・若者の参画促進	市	教育・子育て、まちづくりに関わる部署が連携し、こども・若者の参加・参画を促進する。			こども・若者の参画定着
		ま	学校や関係団体と連携し、こども・若者の参加・参画の機会をつくる。	情報共有・協働	仕組みをつくる	こども・若者の参画定着
	制度・仕組づくり	市	地域に合った適正な支援とするため、補助制度を見直す。			柔軟な活動につながる補助制度整備
		ま	主体的な地域活動の取組みを推進・実施できる財源を確保する。	補助制度の見直し	段階的・柔軟なモデル構築	多様な資金による安定運営
				まち協内での情報共有・活動の棚卸	仕組み・体制をつくる	
仕組み	運営基盤の強化	市	まちづくり協議会共通の運営マニュアルをまちづくり協議会と協働で作成する。			効率的な運営体制の構築
		ま	まちづくり協議会共通の運営マニュアル作成、事務局機能の整備、ICT活用を進める。	まち協と協働し運営マニュアル作成	勉強会の開催	効率的な運営体制の構築
	資源マップ・対話	ま	地域資源を見る化し、対話の場をつくり、連携を育む。	市と協働し運営マニュアル作成	事務局基盤整備(広報・会計等)	認知度向上・参画者増
				資源マップ作成・対話の場充実化	資源マップ作成・対話の場充実化	

おわりに

一人ひとりの思いと気づきが重なるまちへ ～小さな行動が、つながりを育てる～

地域づくりは、特別な人だけが担うものではありません。
あいさつを交わすこと、行事に少しだけ顔を出すこと、困っている人に声をかけること――。

そうした日常の中の小さな行動の積み重ねが、地域に安心や温かさをもたらし、やがて大きな力となっていきます。その中心には、地域の思いを受けとめ、人や団体をつなぐ「まちづくり協議会」があります。

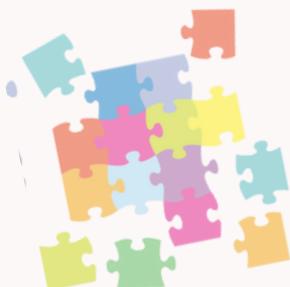
まちづくり協議会は、市民と市がともに考え、支え合いながら地域づくりを進めていくための、重要な土台となる場です。

これまで那覇のまちは、多くの市民一人ひとりの思いや気づき、そして行動に支えられてきました。これからは、その積み重ねを大切にしながら、時代の変化に応じた新しい地域の姿を、共に育てていくことが求められています。

本方針は、市民や市が地域づくりを進める際に、手に取り、語り合うためのよりどころとなることを意図しています。ともに話し合いながら策定してきたように、今後も対話を重ね、必要に応じて見直し、磨き続けていくことが大切です。

そして本方針が、一人ひとりにとって「自分にもできることがある」と気づくきっかけとなり、まちづくり協議会や地域の仲間とともに、一步を踏み出す力となることを願っています。

ゆるやかにつながり合い、支え合う――。
そんな那覇市らしい地域づくりを、これからも共に進めていきましょう。



補足編

- | | | |
|------|--------------------------------------|--------|
| 補足 1 | 那覇市の地域性とこれからのつながり方 | A - 1 |
| 補足 2 | 「地域づくり」と「まちづくり」 | A - 2 |
| 補足 3 | まちづくり協議会の設立促進と現状 | A - 3 |
| 補足 4 | 地域づくりの多様な主体
(担い手と支え手) | A - 8 |
| 補足 5 | 地域づくりに関する主な事業
(まちづくり協働推進課の事業一部紹介) | A - 19 |

補足1 那覇市の地域性とこれからのつながり方

(1) 歴史的な背景

那覇市は、異なる背景をもつ4つの地域—商業のまち「那覇」、王都「首里」、農村地域の「小禄」と「真和志」—が合併してできた、多様性に富んだ都市です。那覇には商人が集まり、首里は士族のまち、小禄・真和志では農業と共有財産を基盤に強い地域の絆が育まれてきました。一方、米軍基地や空港の整備で本来の地域から離れて暮らすようになった人々もあり、「出身地域」でのつながりを軸に新たなコミュニティも生まれています。

行政区画としては、1921年に那覇市と首里市が誕生し、1954年に小禄村と、1957年に真和志市が編入され、現在の那覇市が形成されました。戦後の都市化と人口増により、出身地ごとの「郷友会」など新しいコミュニティが生まれる一方、新興住宅地の拡大で地縁は薄れ、多様な人々が混在する都市型地域社会へと変化しています。

(2) 暮らし方と住民構成の変化

以前は、通勤・通学、買い物、医療、交流など日常生活が地域内で完結していましたが、現在は生活の行動範囲が地域外へと広がり、「住む場所」と「つながる場所」が一致しなくなっています。また、SNSやオンラインコミュニティの普及により、地域外との関係が深まる一方、地域内での「顔の見える関係」は減少。単身世帯や転入者も増え、価値観は多様化しています。持ち家より賃貸が多く、定住意識が弱まり、地価高騰の影響で子育て世代の市外転出も進んでいます。

(3) 地域活動の担い手の減少

那覇市では、地域活動を支える「自治会」への加入率が年々下がっており、2025年にはわずか14.2%にとどまります。これは、1969年（昭和44年）には61.9%だったことを考えると、大きな減少です。その背景には、世帯の少人数化や「時間が取れない」「地域活動は大変そう」というイメージにより参加のハードルが高いと感じる人が増えていることが挙げられます。また、市内の約37%の地域では、そもそも自治会が設立されていない、いわゆる「自治会空白地域」となっています。地域活動の担い手不足が一層深刻な状況となっています。また、対面での情報交換が減り、地域内での情報格差や「知らないから参加できない」状況も生まれています。

(4) まとめ

那覇市は、「那覇」「首里」「真和志」「小禄」といった地域ごとに、住民のつながり方や深さが異なります。全体としては、一体的な地域共同体ではなく、小さなつながりが点在・重なり合う社会へと変わっています。また、住民だけでなく、仕事・通学・買い物・文化活動・まつりを通じて日常的に関わる「関係人口」も多い都市です。

だからこそ那覇市では、「ゆるやかなつながり」「多様なつながり」「自分で選べる関わり方」といった、無理なく続けられる関係を育てることが、新たな“地域力”的なカギとなります。



補足2 「地域づくり」と「まちづくり」

—考え方の整理—

「地域づくり」や「まちづくり」、そして「地域」という言葉は、使われる場面によって意味が少しずつ変わります。本方針では、小学校区の通学区域を「地域」として考えます。この区域は、子どもからお年寄りまでが日常生活を送る身近な生活圏であり、人ととのつながりが自然と生まれる場所です。

—地域づくりとは—

「地域づくり」は、地域における市民が主体となって、安全で安心な暮らしや、より良い生活環境をつくる取組みです。見守り活動、防災対策、交流の場づくり、子育て支援など、生活に密着したテーマに住民が関わっていきます。つまり、「人ととのつながり」や「支え合い」を大切にする活動が中心です。

—まちづくりとは—

「まちづくり」は、道路や公園、公共施設の整備といった“ハード”の整備を中心に、産業、観光、文化の振興も含まれます。都市全体の機能や魅力を高める取組みで、「まちの形」をつくっていくことに重点があります。

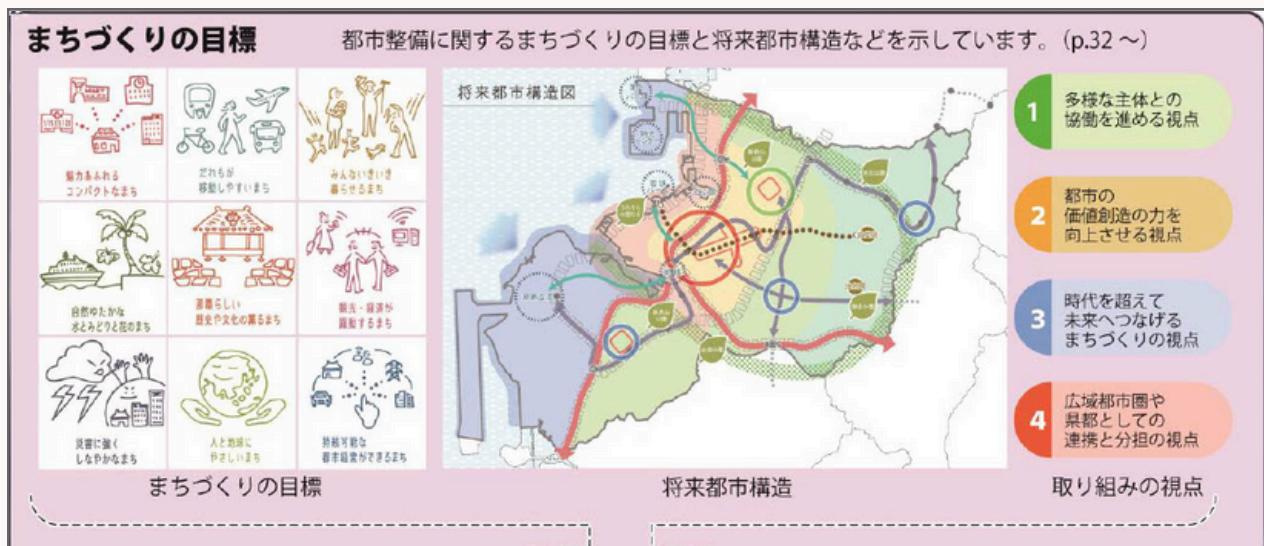
—「地域づくり」と「まちづくり」の違い—

「地域づくり」は、主に“人”を中心とした「ソフト面」の取組み、「まちづくり」は、施設や制度といった「ハード面」の整備を含めた概念といえます。しかし、人ととのつながりがしっかりしていないと、まちづくりの成果も十分に活かされません。

そのため、本方針では「地域づくり」という言葉を、整備よりも人に焦点を当てた取組みを示す言葉として使っています。

—上位計画との関係—

那覇市の都市計画マスタープラン（2019年度改定）でも、「地域づくり」と「まちづくり」は互いに支え合う関係とされています。都市整備の方向性は、総合的なまちの発展とともに、地域の人々のつながりを重視する考え方に基づいています。



▲ 「那覇市都市計画マスタープラン 序章 都市計画マスタープランとは」 より

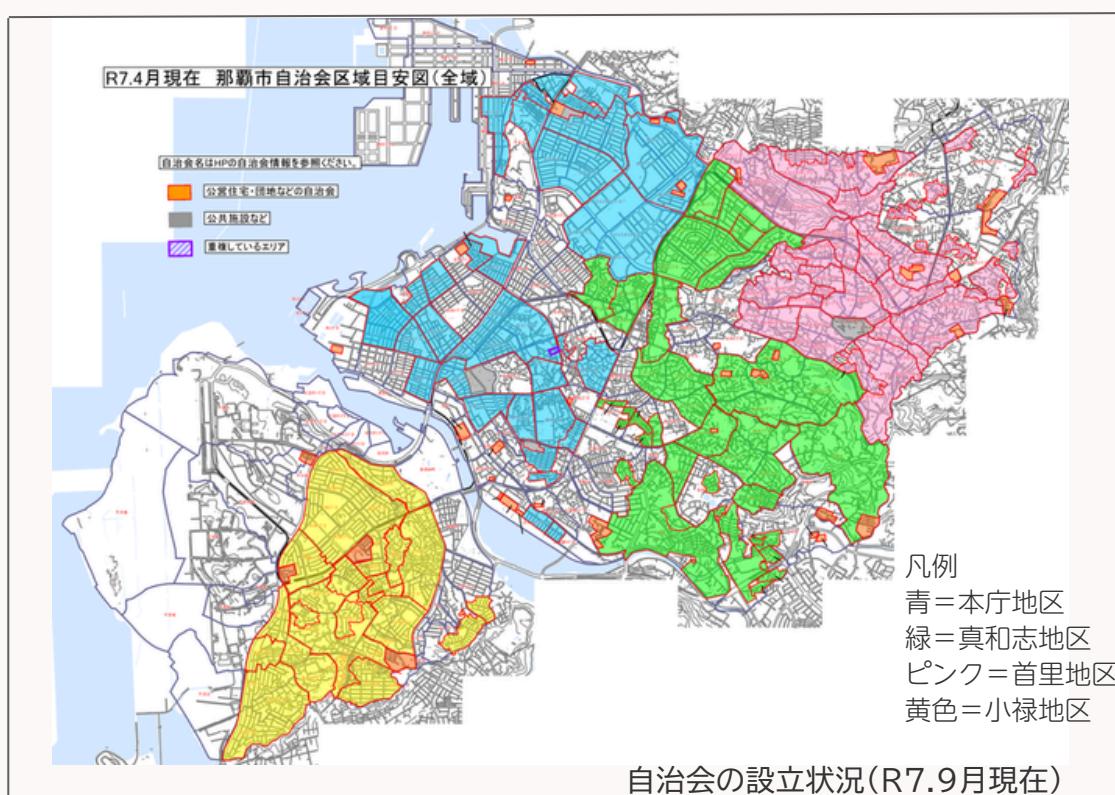
補足3 まちづくり協議会の設立推進と現状

(1) 設立の背景

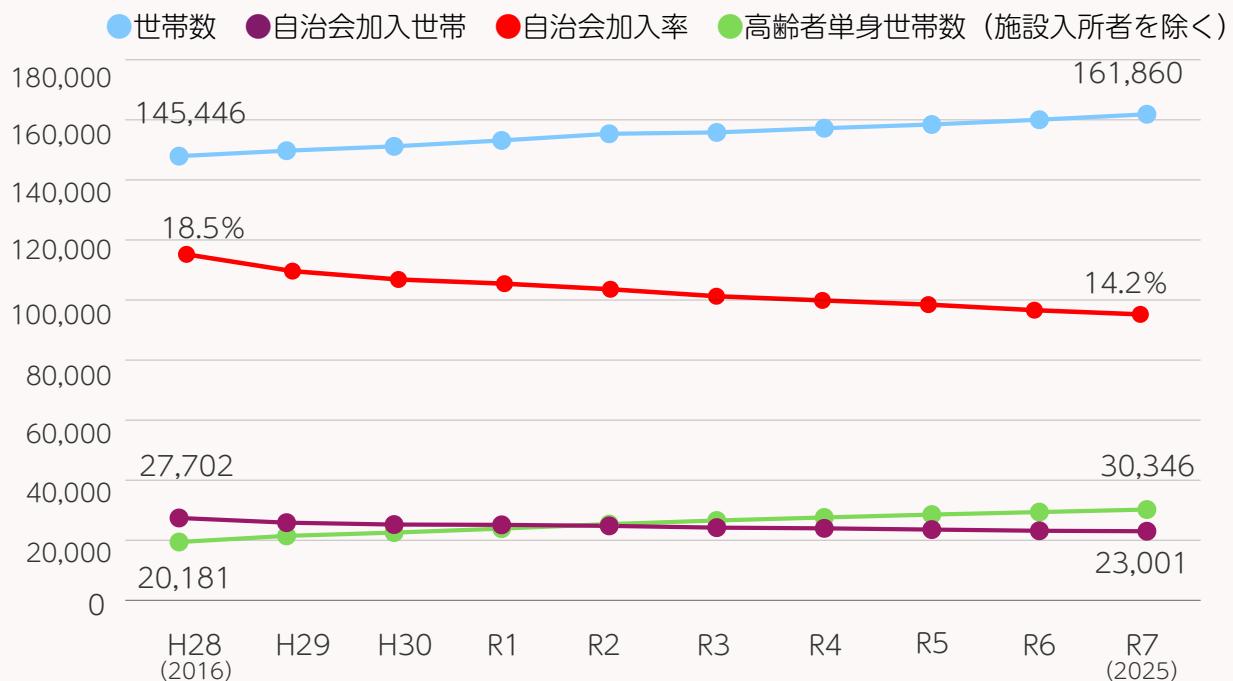
本市では、地域の自治会が設立されていなかったり、すでに解散している「自治会空白地域」が、全体の約37%あります。また、自治会がある地域でも、加入する人の割合が年々減っており、2016年度には18.5%だった加入率が、2025年度には14.2%にまで下がっています。

このような状況では、自治会だけで地域の安全や安心を守るのは困難です。そこで市では、地域を支える新しいコミュニティの形として、2010年にモデル事業をスタートし、小学校区を単位とした「まちづくり協議会」の設立を進めてきました。2016年度には「小学校区コミュニティ推進基本方針」を策定し、本格的な取組みが始まりました。

「まちづくり協議会」は、小学校区の中にあるさまざまな団体や個人が、ゆるやかにつながりながら協力し、地域の課題に取組むことを目的とした組織です。市内すべての36の小学校区に設立することを目標としています。



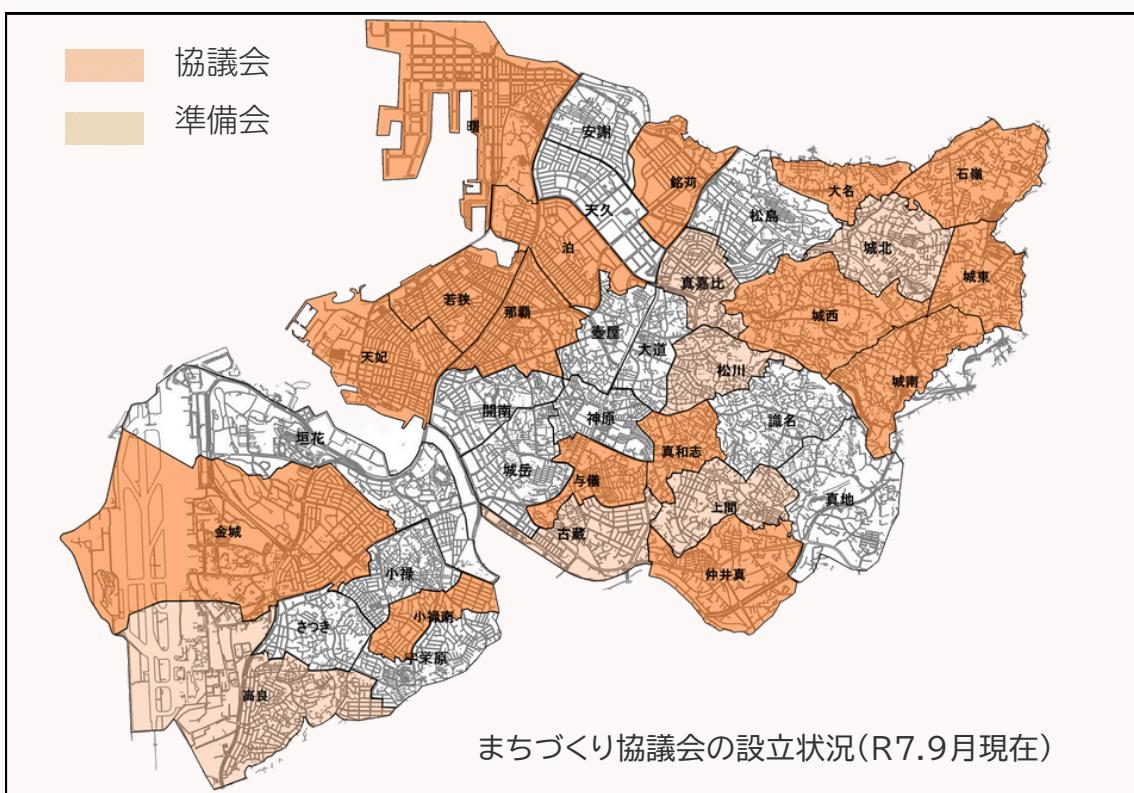
【那覇市の世帯数と自治会加入率等の推移】



(2) まちづくり協議会の設立状況

現在、市内では全36校区のうち16のまちづくり協議会と6の準備会が設立され、準備会設立に向けて話し合いが進められている地域もあります。

第5次那覇市総合計画では、2027（令和9）年度までに全36校区での設立を目指しておりますが、現状では未達成となる見込みです。これは、地域ごとの課題の整理や担い手の発掘の難しさに加え、伴走する市の支援体制の状況などにより、設立までの調整や合意形成に時間を要しているためです。



(5)まちづくり協議会の状況

2016年度の方針策定時の課題と2025年度現在の状況を下表のとおり整理しました。

	2016年度方針策定時の課題	2025年度の現状
制度と活動範囲	これまで、民生委員や社協のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）、地域包括支援センターの担当範囲が校区と一致しておらず、一人の民生委員が多くのまちづくり協議会に関わらざるを得ない状況でした。その結果、個々の負担が大きくなっていました。	担当範囲を校区単位で整理したことで、一人ひとりが受け持つ範囲が校区ごとに明確になり、業務負担の軽減につながりました。また、避難行動要支援者名簿などのデータも校区ごとに抽出できるようになり、まちづくり協議会の活動エリアに合わせた情報を揃えやすくなっています。
活動拠点の確保	活動拠点は、小学校にある地域学校連携施設や公共施設等を活用するしていました。しかし、全ての小学校に地域学校連携施設が設置されておらず、また、その利用については、各小学校の理解と協力が必要不可欠である、としていました。	地域学校連携施設は、36小学校区のうち、小学校に28施設、中学校に4施設あります。そのうち22施設では、インターネット上で鍵の管理や予約ができるようになり、利便性が向上しています。公立公民館も活動拠点の一つとなっています。
財源の確保	まちづくり協議会が安定した運営を行い、更なる事業を展開していくためには、人材面や財政面での支援を継続していく必要がありますが、那覇市の限りある財源を有効に活用するためには、協議会での自主財源の確保も必要としていました。	既存の16のまちづくり協議会のうち、寄付金や協賛金などで自主財源を持っているのは3団体にとどまっています。
人材の育成と確保	まちづくり協議会運営の担い手として、市職員OB、協働大使、人材データバンク登録者などが期待されていました。	まちづくり協議会の運営の担い手には、地域活動や市民活動の実践者・協働大使・協働大学院の修了生・現役市職員・人材データバンク登録者など、多様な人材が関わっています。市側では、まちづくり協働推進課の担当職員がコーディネーター的な役割を担っています。
全市域展開	当時設立されたまちづくり協議会は6団体でした。第5次総合計画の最終年度2027年度）には全36校区に設立されるという目標がありました。	設立されたまちづくり協議会は16団体（準備会6団体）になっています。地域の合意形成には時間がかかることから、全36校区での設立は2032年度頃になる予測です。

(6)まちづくり協議会に係る方針の新旧対照表

これまでの市とまちづくり協議会の取組状況や課題整理、そして社会状況の変化を踏まえ、本方針の内容および表現を見直しました。主な変更点は、以下の表のとおりです。

項目	旧方針（2016年度）	改定方針（2025年度）
タイトル	小学校区コミュニティ推進基本方針	那覇市地域づくり推進方針『ゆるやかなつながり』のある社会へのみちしるべ (これまでの「小学校区まちづくり協議会という組織の設立」に重きを置いた内容から、「多様な主体がゆるやかにつながりを育む地域づくり」へと視点を広げる必要があることから、方針のタイトルを変更しました。)
方針策定目的	那覇市の新たなコミュニティ形成をめざし、「校区まちづくり協議会支援事業」を市内全域で本格的に実施することで、小学校区を単位としたまちづくり協議会の設立を促進することを目的としていました。	まちづくり協議会を「地域づくりのプラットフォーム」と再定義し、多様な主体がゆるやかにつながり、協働して地域の未来を描く場と位置づけます。また、市の関わり方についても、従来の「支援者」という立場にとどまらず、地域と同じ方向を見て、課題に向き合いながら共に歩む「協働のパートナー」「伴走者」としての姿勢を明確にしました。
まちづくり協議会の目的と役割	校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々で構成する団体が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、合意形成を図ったうえで、地域の課題解決を図っていく。 ＜主な役割＞ ①地域課題の把握、解決策の検討 ②地域課題解決のための活動実践 ③地域ぐるみで学校を支え子どもを育てる ④地域住民に対する広報 ⑤地域団体相互の情報共有・連携・協力の推進	『ゆるやかなつながり』のある社会を目指し、多様な主体が対話し、つながり、協働することを通じて、課題解決につなげることを目的とします。地域の未来を共に描きながら、関係性そのものを育む場として位置づけています。 ＜主な役割＞ ①地域を知る ②わくわくする話し合い ③つながる、つなげる ④協働する ⑤情報の受発信 ⑥学び、育つ ⑦運営を整える ⑧みんなで決めて、みんなでつくる
行政の役割	まちづくり協議会への支援（補助金、拠点確保、情報提供などの環境整備）	①まちづくり協議会への支援（補助金、拠点確保、情報提供などの環境整備） ②まちづくり協議会との対話（市計画や制度の情報を共有し、地域の声を聞く） ③府内連携・市民協働の推進 部局横断での連携体制構築をめざし、まちづくり協議会との協働を進める

補足4 地域づくりの多様な主体 (担い手と支え手)

まちづくり協議会には多様な主体が参加しています。それぞれがどのような立場や目的で関わっているのかを共有することで、互いの役割への理解や期待が生まれ、協力関係を築きやすくなります。そこで、ここでは地域づくりの担い手の一部を紹介します。

【担い手】

- ① 協働大使
- ② 民生委員児童委員
- ③ 各種ボランティア
- ④ 各種コミュニティ
- ⑤ 地域に思いを寄せる人たち
- ⑥ 自治会
- ⑦ NPO・市民活動団体
- ⑧ 企業・事業者
- ⑨ PTA
- ⑩ 中学校区青少年健全育成協議会(青少協)
- ⑪ こどもの居場所
- ⑫ 児童館
- ⑬ 児童クラブ
- ⑭ 保育所等
- ⑮ 地域子育て支援センター・つどいの広場
- ⑯ 地域学校協働本部
- ⑰ 小学校・中学校・高校・専門学校・大学
など

1 地域づくりの担い手[一部の個人や団体を紹介]

地域づくりの「担い手」は、地域の課題や魅力を自分ごととして捉え、主体的に行動する個人や団体です。

① 那覇市協働大使

那覇市協働大使は、「なはが好き！」という想いをもつ市民の中から、那覇市が委嘱するボランティアのまちづくりパートナーです。

現在、およそ850名の協働大使が、それぞれの地域や分野で活動することに努めています。協働によるまちづくりを進める目的に、これまで培ってきた経験や人とのつながりを活かし、身近な地域活動・市民活動の実践や、多様な主体同士をつなぐ役割、さらに市と市民をつなぐ橋渡し役として取組みに努めています。

② 民生委員児童委員

民生委員・児童委員は、地域に暮らす人々の身近な相談相手として、福祉や子ども、暮らしに関する支援や見守りを行う地域のボランティアです。

厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員（特別職）で、担当する地域の実情をよく知る立場から、高齢者や子育て世帯、障がいのある方などの相談に応じ、必要に応じて市や関係機関につなぎます。



▶那覇市民生委員
児童委員連合会

③ 各種ボランティア（個人・団体）

那覇市には、日々の暮らしをそっと支える、多様で温かなボランティアが数多くいます。こどもの登校時の交通安全見守りや、放課後のことの居場所づくりをはじめ、福祉・環境・防災など、地域のために自分の時間や力を進んで差し出してくれる市民が、さまざまな分野で活動しています。



那覇市
人材データバンク



那覇市
ボランティアページ



那覇市ボランティア
関係情報

④ 各種コミュニティ

地域には、さまざまなコミュニティやサークルがあり、公民館やスポーツ施設、公園、カフェ、個人宅など、身近な場所で活動がなされています。

趣味やスポーツ、文化活動などを通じて人がつながるサークルは、世代や立場をこえて交流が生まれる場であり、地域のにぎわいや支え合いの基盤にもなっています。子育てサークルやママ友グループ、おやじの会、高齢者のサロンなども、暮らしの中で見つけた課題や思いに自発的に取組む、小さなコミュニティです。

⑤ 地域に思いを寄せる個人

地域づくりには、すでに活動している人だけでなく、「地域のために何かしたい」「自分の住むまちをもっと良くしたい」と関心を持っている多くの個人の思いが支えになっています。まだ特定のコミュニティや団体にはつながっていなくても、地域の行事に参加したり、あいさつを交わしたりといった小さな行動が、地域を育てる大切な一歩になります。まちづくり協議会は、そうした思いを持つ個人が地域に参加しやすいきっかけづくりや、関心に応じた活動の紹介などを行っています。

⑥ 自治会

自治会は、地域に暮らす住民が安心して快適に暮らせるよう、身近な課題を自ら話し合い、協力して解決に取組む地域の基本組織です。

那覇市では、市内に151の自治会があり（2025年10月現在）、防災・防犯・清掃・交通安全・まつり・敬老会など、地域の特性に応じた活動を行っています。

また、市と地域をつなぐ窓口として、市の情報や制度を住民へ伝えるとともに、地域の意見や要望を市に届ける役割も担っています。



▶那覇市
自治会情報

⑦ NPO・市民活動団体

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して、収益を分配することを目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うことはできますが、事業で得た収益は社会貢献活動に充てられることになります。

その形や活動の規模はさまざま、身近なボランティア団体から、専門的な知識や技術をもって継続的に活動する団体まで幅広い層が存在し、活動分野も多岐にわたります。

▶なは市民活動
応援サイト



⑧ 企業・事業者

地域づくりにおける企業・事業者は、地域社会の重要な担い手です。雇用や地域経済を支えるだけでなく、清掃活動、学校との連携、防災協力、協賛や寄付、人材や技術の提供など、多様な形で地域の課題解決に関わります。地域の活動主体と連携し、事業活動と社会貢献を両立させることで、地域全体の活力向上につながります。

⑨ PTA

PTAは、学校に在籍する児童・生徒の保護者と教職員が主体となり、「子どもたちの健やかな成長」を図るため、学校・家庭・地域が連携して活動を行う任意団体です。主な活動には、学校行事の支援、教育に関する学習会の開催、地域行事への参加、総会の開催などがあります。

⑩ 中学校区青少年健全育成協議会（青少協）

青少協は、那覇市青少年健全育成市民会議の内部組織として、次代を担う青少年の健全育成を目的に活動する団体です。各中学校区（全17）に設置され、夜間パトロールや地域美化、レクリエーション活動などに取り組んでいます。

▶那覇市青少年
健全育成市民会議



⑪ 子どもの居場所

子どもの居場所は、地域全体で子どもを見守り育てるための場です。令和7年10月現在、市内には約80か所の居場所があり、多くが地域のボランティアによって運営されています。学習支援や食事、遊びや交流など、多様な活動が行われています。また、市社協では「サポートセンター糸」を通じ、相談支援や情報共有、ネットワークづくりを進めています。

▶子どもの居場所
ネットワーク糸



⑫ 児童館

児童館は、子どもたちに健全な遊びの場を提供し、健康を育み、情操を豊かにする施設です。また、市民の福祉向上や地域住民の交流を生み出す拠点としての役割も担っています（市内には11か所あります。2025年11月現在）。

地域全体で子育てを支えるため、居場所づくりを進めるとともに、小学校地域学校連携施設など他の公共施設も活用し、児童厚生員の派遣により利用しづらい地域への対応を強化しています。さらに、まちづくり協議会など地域団体と連携し、地域づくりにつながる取組も進めています。

⑬ 児童クラブ

児童クラブ（学童）は、宿題支援や遊び、季節行事、生活習慣づくりなど、放課後に子どもが安心して過ごせる場として、多様な活動を行っています。事故・犯罪・災害などから子どもを守るため、地域住民と連携し、安全確保にも取り組んでいます。運営にあたっては、家庭や地域とのつながりを大切にし、自治会や民生委員・児童委員、関係機関と情報共有や交流を行なながら進められています（市内には120か所あります。2025年11月現在）。

⑭ 保育所等（認可保育園、こども園、幼稚園、認可外保育園）

那覇市には約220か所の保育所等があり、日々の保育の中で地域の人とふれあう機会をつくり、行事や文化に触れる体験を通して、子どもが地域への親しみや、人の役に立つ喜びを感じられるよう取り組んでいます。

また、地域で子育てする家庭への支援として、保育所等が地域に開かれた場となるよう努めています。施設や環境、専門性を持つ職員の力を活かし、地域の親子が気軽に来られる機会づくりを進めています（子育て応援Day、園庭開放、子育て相談など）。

⑮ 地域子育て支援センター及びつどいの広場

地域には、子育て中の親子が気軽に集い交流できる場として、地域子育て支援センター（9か所）とつどいの広場（9か所）が設置されています。これらの拠点では、子育ての不安を和らげ、子どもの健やかな育ちを支えるため、遊びの場の提供や、専門員による育児相談、育児講座などを実施し、地域の子育てを支援しています。

⑯ 地域学校協働本部

地域学校協働本部とは、幅広い層の地域住民や団体等の参画による緩やかなネットワークを形成することにより、学校と地域が相互にパートナーとして地域全体で子どもの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進する体制のことです（詳細は、資料編の資料4 地域づくりに関する制度等 B-4 参照）。

⑰ 小学校・中学校・高校・専門学校・大学等

小学校・中学校・高校・専門学校・大学などを地域づくりの担い手と考えると、学校は「学びの場」にとどまらず、地域と人をつなぐ拠点としての役割を持つようになります。

児童や生徒、学生たちは、地域の清掃活動や防災訓練、イベントの運営、地域をテーマにした調査や企画などに参加することで、地域の一員としての意識を育んでいきます。

特に中学校・高校・大学では、「探究学習」「ボランティア」「インターンシップ」「研究活動」などが地域課題と結びつくことで、実践的な学びと地域への貢献が両立できます。

地域にとっては、若い世代の新しい視点や行動力が加わり、学校にとっては、社会とつながる学びがさらに深まります。

2 地域づくりの支え手 [一部の団体を紹介]

地域づくりの「支え手」は、担い手の活動が続き、広がるように、制度・専門性・場づくりなどの面から支援する存在です。

各分野に関わる団体は多岐にわたりますが、ここでは理解を深めやすくするために、一部の代表的な団体・組織のみを紹介します。

分野	地域づくりの支え手として関係する一部の団体・組織
福祉・保健	①社会福祉協議会 ②民生委員児童委員連合会 ③地域包括支援センター ④こども家庭センターなは ⑤地域活動支援センター ⑥こどもと地域をつなぐサポートセンター系 ⑦保健所 など
教育・子育て	①市公民館 ②市立図書館 ③那覇市PTA連合会 ④那覇市子ども会育成連絡協議会(市子連) ⑤那覇市青少年健全育成市民会議 など
防災	防災危機管理課・消防局 など
防犯・交通安全	市民生活安全課など
多文化共生	市民生活安全課、公民館、まちづくり協働推進課 平和交流・男女参画課 など
地域コミュニティ・市民活動支援	①まちづくり協働推進課(なは市民活動支援センター) ②協働によるまちづくり推進協議会(協まち協) ③自治会長会連合会 など

2 地域づくりの支え手[一部の団体を紹介]

【福祉・保健】

① 那覇市社会福祉協議会

那覇市社会福祉協議会（社協）は、「一人ひとりが主役 みんなが輝く なはのまち」を理念に、制度と専門性を基盤として、地域住民とともに誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを推進する機関です。

社協では、自治会や民生委員、市、関係団体と連携し、ふれあい・いきいきサロンの立ち上げや地域見守り隊の設置支援などを通じて、住民主体の見守りや交流の場づくりを進めています。

また、地域福祉懇談会やみまもりフォーラムを開催し、福祉・防災・子育てなどの課題を共有し、解決に向けた協働を促しています。那覇市の重層的支援体制整備事業とも連携し、制度・地域双方の支援体制の強化にも取り組んでいます。さらに、「子どもの居場所と地域をつなぐサポートセンター糸」の運営や、ボランティアセンターによる地域活動支援など、専門性を生かした幅広い事業を展開しています。まちづくり協議会とは、「福祉課題の共有と視点の提供」「住民参加の促進と担い手育成」「自治会・NPO・関係機関とのネットワーク形成」などを通じて、地域福祉と地域づくりをつなぐ橋渡し役として関わっています。

▶那覇市社会
福祉協議会



② 民生委員児童委員連合会

那覇市民生委員児童委員連合会は、民生委員・児童委員が互いに連携しながら活動を充実させ、その資質向上を図るための支援を行い、地域福祉の向上に努めています。民生委員・児童委員は、民生委員法および児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、各担当地区で活動しています。

また、民生委員・児童委員および連合会は、まちづくり協議会にも積極的に参画し、地域の課題やニーズを共有しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

▶那覇市民生委員
児童委員連合会



③ 那覇市地域包括支援センター

那覇市地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、保健・医療・福祉・介護・権利擁護など多岐にわたる分野で総合的な相談支援を行う機関です。市内18か所のセンターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が配置され、高齢者やその家族の相談に応じ、必要な支援や制度につなげています。

地域の実情を踏まえ、まちづくり協議会をはじめとする地域団体と積極的に連携しながら、「住民や団体の意見を幅広く取り入れた柔軟な運営」、「保健・医療・福祉関係者やボランティアとの協働による課題解決」、「地域の社会資源の情報共有と活用」などに取り組んでいます。

▶那覇市ちやー
がんじゅう課HP



補足4 地域づくりの多様な主体

(支え手：福祉・保健)

④ こども家庭センターなは

こども家庭センターなはは、すべての妊産婦・子育て家庭を支援する中核機関として、地域の関係者やNPO等と連携し、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な支援につなぐ体制づくりを進めています。支援を求めづらい家庭や手続きが難しい家庭にも気付き、寄り添う支援を大切にしています。また、地域の保育所や認定こども園、地域子育て支援センター、子育て支援拠点を「地域子育て相談機関」として位置づけ、日常的な相談先として活用しながら、センターと情報共有・連携を強めています。地域全体のニーズや資源を把握し、不足する分野は新たな担い手を発掘することでネットワークを広げ、地域で子育て家庭を支える仕組みを整えます。

▶こども家庭
センターなは



⑤ 那覇市地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がいのある方の社会参加と自立を支える施設で、那覇市内にはI型1か所、II型1か所、III型10か所の計12か所があります。各センターでは、創作活動や生産活動を通じて地域との交流を広げ、生活面や社会参加に必要な支援を行います。I型は専門職による相談支援や啓発・ボランティア育成を担い、II型は機能訓練や入浴サービスなどを提供、III型では生活訓練を実施しています。対象は市内在住の障がいのある方で原則無料です。イベント開催などを通じ、誰もが支え合う地域づくりを進めています。

▶那覇市障がい
福祉課HP



⑥ こどもと地域をつなぐサポートセンター糸

「こどもと地域をつなぐサポートセンター糸（いと）」は、那覇市の委託を受けて那覇市社会福祉協議会が運営する、こどもの居場所づくりを支援する拠点です。

那覇市内には、学習支援や食事の提供、遊びや交流などを行うこどもの居場所が約80か所（令和7年10月現在）あり、センター糸はそれらの運営団体と地域・市・関係機関をつなぐ中間支援の役割を担っています。居場所運営に関する相談や情報共有、研修・ネットワークづくりの支援を行い、活動がより持続的に発展するようサポートしています。

▶こどもの居場所
ネットワーク糸



⑦ 保健所

保健所は、市民の健康増進、感染症予防、母子保健、精神保健、難病支援、食品衛生、生活衛生など、ライフステージに応じた健康支援を担い、地域の健康課題に向き合う拠点です。医師や保健師、栄養士など専門職による相談支援などを通して、誰もが安心して暮らせる基盤を整えています。また、保健団体や自助組織の育成・支援、人材育成や地域連携を推進することで、地域住民・団体・市が共に支え合う体制づくりを進める重要な役割を担っています。

また、保健団体や自助組織の育成・支援、人材育成、地域連携を推進することで、地域住民・団体・市が共に支え合う体制づくりを進める重要な役割を担っています。

こうした取組みの一例として、市民、関係機関、企業などで構成される「なは健康づくりパートナーズ」があり、協働による健康づくりを推進する仕組みとして機能しています。

▶那覇市
保健所HP



補足4 地域づくりの多様な主体

(支え手：教育・子育て)

【教育・子育て】

① 那覇市公民館

那覇市の公立公民館は、市民が学び、つながり合う地域の拠点として、住民の教養向上や健康づくり、生活文化の発展を支えています。社会教育法に基づく公共施設として、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指しています。運営の目標には「地域の人や団体が主体となる地域づくりを支援すること」が掲げられており、公民館は学びの場にとどまらず、地域の課題に向き合いながら協働を進める場として大きな役割を果たしています。

公民館の活動は、講座や講演会、展示会の開催、地域団体との連携、集会の場の提供など多岐にわたります。これらは「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という三つの理念に基づいており、とくに「むすぶ」の役割を通して、地域の人や団体、学校、市をつなぐネットワークづくりを進めています。

1) 地域活動・運営支援の場

公民館は、まちづくり協議会の会議や部会、ワークショップなどの開催場所として活用されています。地域団体や住民が集まりやすい「公共の場」として、会議室やホールを提供し、活動の基盤を支えています。まちづくり協議会が安定的に運営され、地域内での協議・合意形成が円滑に進む環境整備の一つとなっています。

2) 学びと協働を促す連携の場

地域の課題を共有しながら、公民館での講座に反映するなどして、地域が自ら考え行動する力を育てています。こうした関わりを通して、地域に関わる人材の育成を進め、まちづくりを担う仲間づくりを支えています。

今後は、防災や福祉、環境などさまざまな分野でまちづくり協議会と連携を深めていくことが期待されています。市民が学びを通してつながり合い、支え合う地域をつくるために、公民館は「学びと協働のプラットフォーム」として、これからも大切な役割を担っていきます。

【那覇市公民館の対象区域】

公民館名	対象小学校区
中央公民館	神原・与儀・城岳・開南
小禄南公民館	垣花・小禄・宇栄原・高良・金城・小禄南・さつき
首里公民館	城西・城南・真嘉比・松島
若狭公民館	若狭・天妃・曙・那覇
石嶺公民館	城東・城北・大名・石嶺
繁多川公民館	大道・松川・識名・真和志・上間
牧志駅前ほしざら公民館	安謝・泊・壺屋・銘苅・天久
人材育成支援センター まーいまーいNaha	古蔵・仲井真・真地

補足4

地域づくりの多様な
主体
(支え手
.. 教育
・ 子育て)



▶那覇市HP

補足4 地域づくりの多様な主体

(支え手：教育・子育て)

② 那覇市立図書館

那覇市立図書館は、地域の知識と学びを支える公共の拠点として、地域づくりにおいて重要な役割を担います。図書館は本を借りる場にとどまらず、市民が気軽に立ち寄り、地域の情報に触れ、交流を生み出す存在です。

また、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用でき、多様な市民が自然に交わる貴重な場でもあります。さらに、読書活動や講座、展示、相談窓口などを通じて、市民の学びを促し、地域活動への参加のきっかけをつくります。

▶那覇市立
図書館HP



③ 那覇市PTA連合会（市P連）

那覇市PTA連合会（市P連）は、小中学校の児童生徒の健全育成及び福祉を増進するとともに、各学校のPTA相互の緊密な連携協力と地域社会との連携によって、社会教育団体としてのPTAの健全な発展を図り、教育の振興発展に寄与することを目的とする団体です。

④ 那覇市子ども会育成連絡協議会（市子連）

那覇市子ども会育成連絡協議会（那覇市子連）は、那覇市内における子ども会育成会及び、子どもたちを支援・育成する青少年団体と相互の連携を図り、地域青少年の健全な育成を目的とする団体です。

⑤ 那覇市青少年健全育成市民会議

那覇市青少年健全育成市民会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、市の青少年健全育成施策と呼応して、次代を担う青少年の健全育成をはかることを目的とする団体です。

▶那覇市青少年
健全育成
市民会議



補足4 地域づくりの多様な主体

(支え手：防災、防犯・交通安全、多文化共生)

【防災】

防災危機管理課・消防局

那覇市では、各自治会を中心に「自主防災組織」の設立を進めています。自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方のもと、地域住民が協力して防災活動に取組むための組織です。災害時には、まず自分の身を守る「自助」、そして地域で助け合う「共助」が大きな力になります。すでに、まちづくり協議会が防災部会を設置し、自主防災組織と連携して訓練や防災マップづくりを進めている地域もあります（与儀・曙・仲井真）。

今後は、大規模災害や避難所生活の長期化も想定し、自治・健康・福祉・教育など、分野を横断した協働体制づくりが重要です。その実現に向け、まちづくり協議会と市が継続して対話し、役割を整理していく必要があります。

また、消防団や女性防火クラブも防災訓練や応急手当指導などを行い、地域安全の担い手として活動しています。これらの団体と自主防災組織、まちづくり協議会が連携することで、地域ぐるみの防災体制がより強化されます。

▶那覇市
消防局HP



【防犯・交通安全】

市民生活安全課

那覇市では、地域の安全で快適な暮らしを支えるため、自治会による保安灯や防犯カメラの設置などの取組みに対して支援を行っています。さらに、地域から交通指導員を募集し、交通事故防止や交通安全意識の向上に取組むなど、安全・安心なまちづくりを地域とともに進めています。

【多文化共生】

市民生活安全課、公民館、まちづくり協働推進課、平和交流・男女参画課

那覇市では、外国人住民が安心して暮らし、必要な市サービスにつながれるよう、多言語相談窓口の設置や、庁内における「やさしい日本語」や多言語対応の推進に取り組んでいます。

また、外国人住民が自らの文化や背景を大切にしながら、地域行事や学びの場に参加できるよう、公民館活動などの社会教育やコミュニティ施策を通じた交流の機会づくりを進めます。こうした取組みにより、国籍や文化の違いを越えて互いを理解し合い、外国人住民と日本人住民がともに地域を支える存在として関わる、共に暮らす地域づくりを目指しています。

なお、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成18年3月）では、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しています。

補足4

地域づくりの多様な主体
(支え手：地域コミュニティ・
市民活動支援)

補足4 地域づくりの多様な主体

(支え手：地域コミュニティ・市民活動支援)

【地域コミュニティ・市民活動支援】

補足4

安全、支え手...地域づくりの多様な主体
多文化共生
防災
防犯
交通

① まちづくり協働推進課・なは市民活動支援センター

まちづくり協働推進課は、地域コミュニティや市民活動を支える部署として、さまざまな人や団体をつなぐ役割を担っています。例えば、「まちづくり協議会」とは市の窓口として関わり、地域から寄せられる相談に対応します。必要に応じて、市役所内の関係部署とつなぐ橋渡しの役目も果たします。

また、地域活動・市民活動を支えるために、補助金制度の運用、人材育成の支援、ボランティア登録制度の活用も行っており、こうした仕組みを通して、地域の声を可能な限り市の施策に反映させていきます。

さらに、市民活動の拠点である「なは市民活動支援センター」も運営しています。ここでは、活動の相談受付、場所の提供、情報の発信、団体同士のつながりづくりなどを通じて、市民が安心して地域活動・市民活動に関われる環境を整えています。

▶まちづくり
協働推進課



▶なは市民活動
支援センター



② 那覇市協働によるまちづくり推進協議会（協まち協）

那覇市協働によるまちづくり推進協議会（協まち協）は、協働大使およびそれに準ずる市民活動実践者によって構成される団体です。協働大使の主体的な活動を活性化させるとともに、地域づくりに関わる多様な主体をつなぎ、まちづくり協議会を中心とした市民主体の持続可能な地域運営体制の構築に寄与していきます。

協まち協は、市と連携しながら、地域資源である協働大使の情報やネットワーク、専門性を活かし、まちづくり協議会の活動基盤を支える重要なパートナーとして機能しています。

特に、大使同士の交流や学びの機会を通じて、個々の活動を「点」から「線」へ、さらに「面」へと広げるネットワーク形成を進めています。

▶協働による
まちづくり
推進協議会



③ 自治会長会連合会

那覇市自治会長会連合会は、市内の自治会を代表する組織であり、本庁支部・首里支部・真和志支部・小禄支部・市営住宅支部の5支部に属する各自治会長および支部代表者で構成されています。

各支部は、地理的な市区域（本庁・首里・真和志・小禄）や住宅形態の特性（市営住宅団地など）に応じて編成され、自治会相互の連携促進、市との情報共有、地域課題の意見集約、市民協働によるまちづくりの推進などを担っています。

補足5 地域づくりに関する主な事業

(まちづくり協働推進課の事業一部紹介)

ここでは、市民の皆さんのが地域づくりを進める際に活用できるよう、まちづくり協働推進課が実施している主な事業を紹介します。なお、これらはいずれも予算を伴う事業であり、内容は2025年度時点のものです。

① 小学校区まちづくり支援事業

本事業は、小学校区ごとのまちづくり協議会の立ち上げから、その後の運営・活動までを継続的に支えるため、人的・財政的な支援を行う事業です。各地域（小学校区）に担当職員を配置し、会議運営、資源マップやビジョンづくり、地域内外のネットワーク形成、情報の受発信など、地域の状況や段階に応じた伴走支援を行います。2025年12月現在、16のまちづくり協議会と6つの準備会が設立されており、本市では全36小学校区での協議会設立を目指しています。

② 那覇市協働によるまちづくり推進事業

市民の地域活動を促進し、協働の輪を広げるために「那覇市協働大使」委嘱事業を実施しています。協働大使は、「なはが好き！」という想いをもつ市民の中から、那覇市が委嘱するボランティアのまちづくりパートナーです。

また、協働大使で構成される「那覇市協働によるまちづくり推進協議会」に対し、大使の主体的な活動をさらに活性化させるための支援を行っています。

③ 那覇市人材データバンク事業

「那覇市人材データバンク」は、市内でボランティアを「求める団体」と、ボランティア活動を「したい個人・団体」をつなぐ仕組みです。登録状況は、ボランティア人材が個人689人、団体27団体、ボランティアを求める団体が118団体となっています（2025年8月現在）。

まちづくり協議会や地域のさまざまな活動でボランティアを募集する際には、このデータバンクを活用して、なは市民活動支援センターがボランティアのマッチングを行います。地域の取組を支える人材確保や新たなつながりづくりのきっかけとして、地域づくりに役立てることができます。



ボランティアを
したい個人



ボランティアを
したい団体



ボランティアを
求める団体

補足5 地域づくりに関する主な事業

(まちづくり協働推進課の事業)

④ なは市民協働大学・大学院

なは市民協働大学は、市民が地域づくりのきっかけとなる講座として、必要な知識やスキルを学び、地域で活躍する人材へと成長することを目的とした学びのプログラムです。

地域課題・社会課題の理解、対話や合意形成の方法、企画づくり、協働の進め方など、実践的な内容を学べます。講座には、学生から社会人、市職員など多様な主体が参加し、互いに学び合いながらネットワークを広げます。令和7年度までに延べ655名が受講し、455名が修了しています。

なは市民協働大学院は、なは市民協働大学の上級編として、地域課題の解決に向けた動きを促すコーディネーター的人材の発掘・育成を目的とした講座です。地域で実践する力を高めるため、受講生自らが地域に入り、課題を発見し、チームで課題解決のアクションプランを作成します。修了後は、地域での活動やまちづくり協議会の運営、協働大使としての活躍など、各分野での担い手として期待されています。令和7年度までに延べ294名が受講し、265名が修了しています。

▶ なは市民
協働大学



▶ なは市民
協働大学院



⑤ なは市民活動支援事業

なは市民活動支援事業は、多様なつながりの中で市民が共に助け合い、よりよい暮らしを実現することを目的とした、社会貢献活動団体への助成制度です。対象となる団体は、市民活動団体やNPO、自治会、まちづくり協議会、企業、学生団体、その他の任意団体などです。

助成の対象となる活動は、福祉の向上、健康増進、社会教育の推進、防災・防犯、子どもの健全育成、子育て支援など、多様な地域課題に取組む幅広い社会貢献活動が含まれます。

なお、本事業は、1999年度から2017年度まで実施された「公益信託那覇市NPO活動支援基金」の後継事業となります。

▶ なは市民活動
支援事業



⑥ なはSDGs推進事業（多様なつながり地域づくり）

なはSDGs推進事業は、那覇市版SIB（ソーシャルインパクトボンド）の仕組みを活用し、SDGsにつながる協働の取組みを生み出す事業です。社会課題の解決や社会的価値の創出を通して、持続可能な地域社会をめざします。

那覇市版SIBでは、活動団体が取組む内容を広く発信し、共感した市民が出資で応援します。成果目標が達成された場合、本市から出資者へ元本や分配金を支払う成果連動型の仕組みです。

この仕組みにより、団体は市からの助成だけでは得られない応援者を増やすことができ、市民は出資を通じて地域課題の解決に主体的に関わることができます。

▶ なはSDGs
推進事業



資料編

資料 1 協議会設立年表	B - 1
資料 2 地域づくりに関する市の主な補助一覧	B - 2
資料 3 地域づくりに関する制度等	B - 3
資料 4 地域づくりに関する国の関連施策 主なキーワード体系	B - 6
資料 5 ことばの定義（五十音順）	B - 7
資料 6 本方針の作成プロセス	B - 13

資料1 まちづくり協議会設立年表

西暦（年度）	和暦（年度）	団体 (単位は小学校区)
2011	H23	与儀・石嶺
2012	H24	若狭
2013	H25	銘苅
2014	H26	曙
2016	H28	仲井真
2018	H30	城西・小禄南
2019	R元	天妃・城南・大名・城東
2021	R3	真和志
2022	R4	那霸
2023	R5	金城
2025	R7	泊

小学校区コミュニティモデル事業開始（2010～2015年度）
与儀・石嶺・若狭・銘苅

小学校区コミュニティ推進基本方針策定（2016年度）

小学校区コミュニティ推進基本方針を改定し、「那霸市地域づくり推進方針」策定（2025年度）

まちづくり協議会準備会設立状況

2024	R6	上間・高良・松川
2025	R7	真嘉比・城北・古蔵

那霸市内全36校区のうち、16校区にまちづくり協議会・6校区にまちづくり協議会準備会が設立されています（2025.9月現在）。

全校区での設立完了は2032（令和14）年度頃になる見込みです。

資料2 地域づくりに関する市の主な補助一覧

市では、地域活動や市民活動を支えるため、活動内容や発展段階に応じた補助制度を設けています。地域の課題解決や主体的な取組みを後押しするため、活動団体の皆さんにぜひ活用していただきたい制度です。ここでは、その代表的な補助制度を紹介します。

事業名	対象	主な内容	所管課
小学校区まちづくり協議会支援事業	協議会・準備会	運営補助と事業補助	まちづくり協働推進課
なは市民活動支援事業	3名以上の団体	社会貢献活動	まちづくり協働推進課
なはSDGs推進事業	3名以上の団体	SDGs達成につながる事業	まちづくり協働推進課
那覇市地域福祉基金	1年以上の活動実績のある団体	福祉、健康等	福祉政策課
なはし社会地域課題解決型起業支援補助金	市内で起業をする者	社会課題・地域課題の解決を目的としたビジネスプランの事業化	商工農水課
子どもの居場所運営支援事業補助金	子どもの居場所を運営する団体	食事支援、学習支援など	保護管理課
自主防災組織防災資機材交付事業	市長が認定した自主防災組織	必要な資機材を交付	防災危機管理課
自治会連絡事務委託	自治会	市の広報委託	まちづくり協働推進課
自治会事業補助	自治会	イベント補助等	まちづくり協働推進課
保安灯設置等事業補助金など	自治会・通り会・まちづくり協議会	保安灯・防犯カメラ設置等	市民生活安全課

▶内容詳細はこちら
(那覇市HP)



▶民間の助成を含めた一覧はこちら
(なは市民活動応援サイト)



資料3 地域づくりに関する制度等

地域づくりは、防災や環境、教育や福祉、子育てなど、日々の暮らしを支えるさまざまな制度や取組みと結びついて進められるものです。これらは、地域の中で人と人がつながり、安心して暮らせる環境を支える基盤となるものです。本方針では、こうした制度等も地域づくりを支える仕組みの一つとして位置づけ、相互の連携を大切にしながら取組みを進めていきます。ここでは、これらの制度の一部を紹介します。

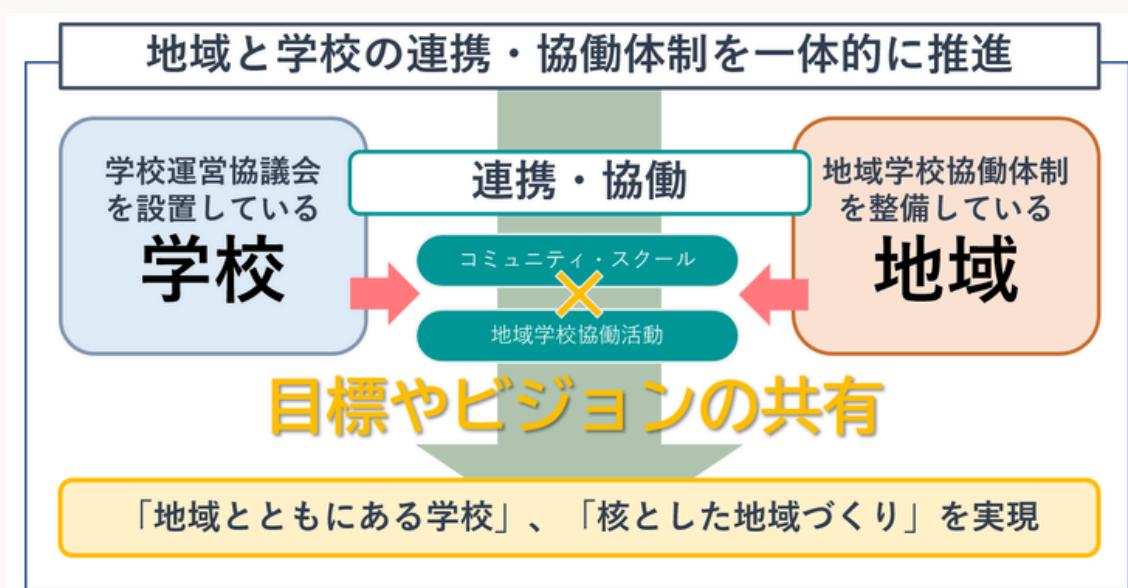
(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置した学校のことをいいます。学校運営協議会とは、社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校と保護者・地域住民等が育てたい子ども像や共通の課題を共有し、学校運営について協議する機関です。

那覇市では、市立小中学校へ令和6年度から段階的に学校運営協議会の設置を進めており、2027（令和9）年度に全小中学校への設置完了を予定しています。

「地域学校協働活動」とは、地域住民等の幅広い参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。この活動を推進するために、本市では地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」の配置と「地域学校協働本部」の整備を段階的に進めています。

また、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもを取り巻く課題を自律的かつ継続的に解決していく体制づくりを目指します。



「これらの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（文部科学省）」の図を一部改変

▶まちづくり協議会とコミュニティ・スクール、地域学校協働活動との関係

まちづくり協議会は、地域の多様な主体をつなぐ役割を担い、家庭・学校・地域が連携して子どもを育む環境づくりに関わることができます。

まちづくり協議会に参画する市民が、各小中学校に設置される学校運営協議会の委員として任命される場合もあり、学校運営に地域の視点を生かすことが期待されます。また、まちづくり協議会が地域学校協働本部に参画するほか、地域の実情に応じて、その役割を担うことも考えられます。

さらに、協議会に参画する企業・事業者が、こども・若者のキャリア教育や職場体験に協力したり、地域住民が学習支援や学校施設の環境整備に関わったりすることで、「地域全体が学びの場」となるような連携・協働が進み、子どもたちの成長を地域全体で支えることにつながります。



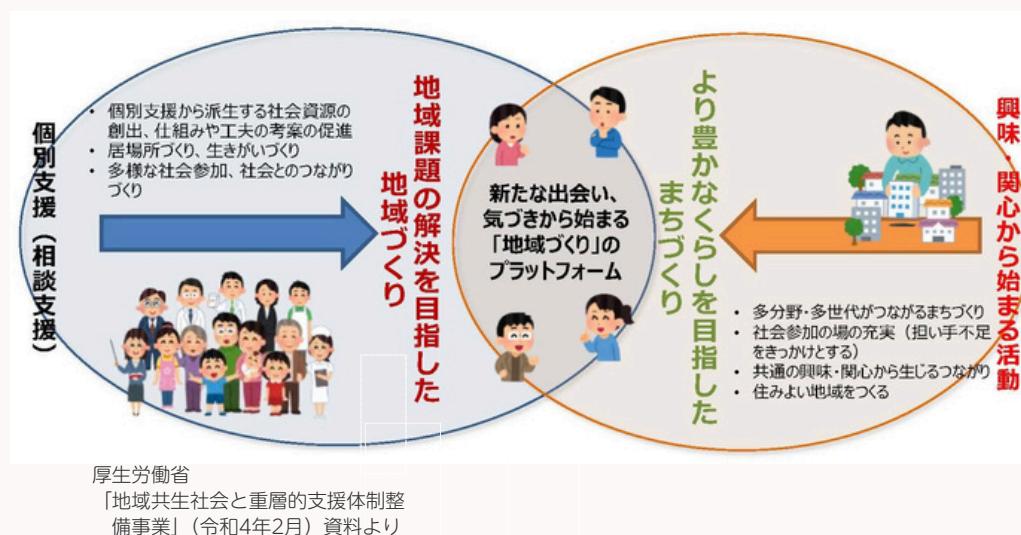
(2)こどもの意見の尊重

本市は、地域の将来を担うこども・若者が、安心して意見を表明し、自分たちのまちについて考え、関わることのできる場づくりを大切にします。また、こどもの権利条約の考え方を踏まえ、こどもを単なる「保護の対象」としてではなく、「意見をもつ市民の一員」として尊重します。

本市やまちづくり協議会は、学校や児童館などとの連携を通じて、こども・若者が地域の活動や話し合いに参加し、自らの思いや考えを表現し、地域の人々とともに形にしていけるよう支援します。こうした取組みを通じて、こども・若者の地域への愛着や主体性を育み、多世代が支え合う地域づくりを進めていきます。

(3) 包括的な支援体制の整備

本市では、地域共生社会の実現のため、包括的な支援体制の整備に向けた取組みを進めているところです。これは、地域住民等と支援関係機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備しようというものです。身近で困っている人を早期に発見し、支援関係機関で連携し支援できるようにする仕組みと、制度の狭間にいる人も含めた、誰もが地域で支え合えるようにする仕組みづくりの両方を進めています。そしてこれら、地域住民等と支援関係機関をつなぐ機能として、まちづくり協議会の力が発揮されるものと考えます。



コラム3 まちづくり協議会がめざす地域共生社会

沖縄大学名誉教授（銘苅まちづくり協議会）島村 聰 氏

まちづくり協議会の目標としては、「ゆるやかなつながりのある社会」を育むことが示されています（P4）。これは、人々が無理のない形で関わり合い、支え合う関係を広げていくことで、結果として「地域共生社会の実現」につながっていくものと捉えることができます。地域共生社会とは制度や分野の縦割りをなくし、受け手と担い手の関係を超えて、住民と多様な主体の参画により地域づくりが行われる社会です。

少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進んだことで、孤立する人たちが増えたことが背景にあります。国が法律を制定して、地域の力を引き出して人と人との新たな「つながり直し」を図ろうとしたもので、全国の自治体で取組みが始まっています。都市部から山間・島嶼部までそれぞれの自治体が特色を活かして、新たなコミュニティづくりに取り組んでいます。

まちづくり協議会がそのプラットフォームとして期待されていることは間違いないありません。ただ、そのためには、①住民等のちょっとした支え合いに着目してそれを活かすこと、②医療・福祉などの専門職のアドバイスを受ける場を設けること、③誰でも気軽に楽しみながら参加できる「開かれた居場所」をつくることが求められてきます。

今後の展開に期待を寄せています。

資料4 地域づくりに関する国の関連施策 主なキーワード体系

本方針では「地域共生社会」など、地域づくりに関する多くのキーワードが登場します。国でも同様に、理念は異なって見えても共通する考え方は「多様な主体がつながり、支え合う社会」をつくることです。少子高齢化や地域のつながりの弱まりを背景に、市だけでは支えきれない社会を、地域で補い合う発想から生まれた概念です。那覇市もこの流れを踏まえ、地域の実情に応じた「つながりを基盤とした地域共生社会」をめざします。

項目	概念	提唱主体	主な内容・ねらい
理想・社会像 (どんな社会を目指すか)	地域共生社会	厚生労働省	誰もが大切にされ、支え合う社会
	地域循環共生圏	環境省	人と自然、人と人が共生する社会
仕組み・制度 (どう実現するか)	協働	内閣府	市と市民・NPOが協力して事業を行う手法
	共創	国土交通省・文部科学省・環境省・厚生労働省	異なる立場の人々が対話を通じて新しい価値を共に創り出すこと
	官民共創（官民連携）	内閣府・総務省・国土交通省	市と民間が対等に課題解決を図る枠組み（PPP・PFI・SIBなど）
	包括的支援体制整備	厚生労働省	福祉・介護・医療・子育て・就労などを分野横断で支援する地域体制
	地域包括ケアシステム	厚生労働省	高齢者を中心に医療・介護・生活支援を一体的に提供する仕組み
	ビジネスエコシステム	経済産業省	企業や顧客など多くの要素が集まり、分業と協業によって共に成長するビジネスの生態系
拠点・基盤（どこで実現するか）	地域運営組織	総務省	地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
	小さな拠点	内閣府・総務省・国土交通省	地域の生活機能を支える多機能拠点
	地域コミュニティセンター	総務省	住民の活動・交流・市窓口を兼ねる場
推進枠組み（政策としての展開）	地域学校協働本部	文部科学省	学校と地域が協働して子どもを育てる仕組み
	地方創生	内閣府	地域資源を活かした人口減少・活力対策
	SDGs	内閣府	持続可能な地域づくりを国際目標と接続
	共助社会づくり	内閣府	公助を補う自助・共助のネットワークを重視

資料5 ことばの定義（五十音順）

- | | |
|---------------|--------------|
| ① ウェルビーイング | ②0 地域 |
| ② NPO・市民活動団体 | ②1 地域課題 |
| ③ オープンデータ | ②2 地域カルテ |
| ④ 協働 | ②3 地域学校協働活動 |
| ⑤ 協働のパートナー | ②4 地域学校連携施設 |
| ⑥ コーディネーター | ②5 地域共生社会 |
| ⑦ コミュニティ | ②6 地域資源 |
| ⑧ コミュニティ・スクール | ②7 地域づくり |
| ⑨ 参加・参画 | ②8 地域ビジョン |
| ⑩ 市 | ②9 中間支援 |
| ⑪ 市民 | ③0 都市 |
| ⑫ 市民活動 | ③1 伴走者 |
| ⑬ 市民協働 | ③2 伴走者 |
| ⑭ 社会 | ③3 ファシリテーション |
| ⑮ 小学校区 | ③4 プラットフォーム |
| ⑯ 自治 | ③5 まちづくり |
| ⑰ 自治会空白地域 | ③6 まちづくり協議会 |
| ⑱ たまご会 | ③7 まちづくり人材 |
| ⑲ 多様な主体 | |

本方針の中で使われている主な言葉の意味をまとめました。

① ウェルビーイング（Well-being）

人が身体的・精神的・社会的に満たされ、よい状態で生きていること、を指す考え方。単に「病気がない」「困っていない」という状態ではなく、自分らしく安心して暮らし、幸福や充実感を感じられている状態を含みます。

② NPO・市民活動団体

NPO (Non-Profit Organization の略)・市民活動団体とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して、収益を分配することを目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うことはできますが、事業で得た収益は社会貢献活動に充てられることになります。まちづくり・地域づくりの分野においても、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。その形や活動の規模はさまざまで、身近なボランティア団体から、専門的な知識や技術をもって継続的に活動する団体まで幅広い層が存在し、活動分野も多岐にわたります。

③ オープンデータ

国や地方公共団体、事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネットなどを通じて容易に加工・編集・再配布などができるように公開されたデータのこと。

④ 協働

多様な主体が、同じ目的のために、互いの特性を活かし、補い合い、影響し合いながら、協力して取組むこと（出典：那覇市協働の手引き）

⑤ 協働のパートナー

立場は違っても、目的を共有し、互いを尊重しながら共に行動する仲間のこと。
(対等に、支え合いながら、一緒に地域をつくる関係。市は、制度や仕組みの面から主に支えます。市民や地域団体は、現場の知恵と行動力で動きます。この二つが「両輪」となって地域を動かしていきます。)

⑥ コーディネーター

地域に関わる多様な人や団体をつなぎ、会議設計や合意形成、調整などを通じて協働のプロセスを支える人材のこと。地域の主体性を引き出し、思いを形にする伴走者である。

⑦ コミュニティ

日常的に交流しながら、共通の利害や目的のためにつながる人々の集まりのこと。

⑧ コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校のこと。学校運営協議会は、社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校と保護者・地域住民等が育てたい子ども像を共有し、共通の課題について協議する機関です。

⑨ 参加・参画

参加：活動に出席・発言・協力するなどして加わること。

参画：活動の計画段階から責任をもって関わること。

⑩ 市

地方自治法第1条の3及び第2条第3項に定める基礎自治体としての那覇市のこと。具体的には、市民が参画や協働を行う相手となる市長等を指す。

「市長等」は、地方自治法上の執行機関のこと。那覇市では、市長、副市長のほか、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（地方自治法第180条の5）が執行機関として市の行政を担っています。なお、地方公営企業の管理者及び消防長は、特別の法律に基づく権限を有していますが、地方自治法上、独立した執行機関ではなく、長の補助機関であるため、市長等に含めることとします。

⑪ 市民

市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で事業活動または市民活動を行う者（または団体）、並びに市内の地域づくりに関心を持つ者（または団体）。

⑫ 市民活動

市民による自主的で営利を目的としない地域づくり・まちづくりのための社会貢献活動のこと。「営利を目的としない」とは、収益を得ても利益を構成員で分配せず、動員資金や公共的な目的に使うこと。

⑬ 市民協働

市民と市長等による協働のこと。

⑭ 社会

共通の文化、規範、価値観を共有し、相互に交流しながら生活する人々の集まりやその場のこと。継続的な意思疎通と組織化された秩序を持つ人間の集合体として定義できます。

⑮ 小学校区

那覇市が定める小学校の通学区域のこと。

⑯ 自治

地域で暮らす人々が、自分たちの課題を自ら考え、話し合い、決め、行動していくこと。市民が主体となって地域の未来をつくる営みであり、その積み重ねが地域の力を高めます。

⑰ 自治会空白地域

那覇市の住宅用地（空港・工業用地を除く）全体のうち、自治会がカバーしている範囲は約63%です。残りの約37%は自治会未設立もしくは自治会が解散した地域であり、自治会による活動が及んでいません（2025年9月現在）。

⑯ たまご会（小学校区まちづくり協議会設立検討会）

小学校区において、まちづくり協議会の設立を含め、地域の課題や大切にしたいことについて話し合う、市民の自主的な集まりをいう。市民が集まり、まちづくり協議会の役割や地域づくりについて学び、ほかの地域の取組みを参考にしながら、自分たちの地域の現状を話し合い、これからまちの姿を考える場である。こうした学びと対話を通じて、地域の中に「協議会をつくってみよう」という気持ちが育まれ、設立準備会が立ち上がり、その活動を経て、まちづくり協議会の設立へつながっていきます。

⑯ 多様な主体

地域住民、自治会、まちづくり協議会、NPO・市民活動団体、企業・事業者、学校、行政など、地域に 関わるさまざまな人や組織のこと。

⑯ 地域

人々が一定の場所を共有しながら暮らし、日常的な関わりやつながりの中で、課題や関心を分かち合 い、支え合っている人の集まりやその範囲のことをいいます。
本方針では、主に小学校区を基本とした地理的な範囲を指しますが、あわせて、日々の対話や活動の 積み重ねによって形づくられる市民のつながりや集まりも含めて捉えます。

⑯ 地域課題

地域で暮らす人々の日常生活の中から生まれ、個人や行政だけでは対応しきれず、地域全体で関わる ことが求められるテーマのこと。これには、困りごとや不安に加え、一人ひとりが大切にしたいもの や守りたいもの、わくわくすることも含まれます。

⑯ 地域カルテ

各地域（小学校区）ごとの人口や施設、防災・防犯、子どもや教育など、地域に関するさまざまな情 報をまとめたデータのこと。地域の課題を見つけたり、活動の計画を立てたり、ほかの地域と協力す るときなどに役立つ資料として活用できます。

⑯ 地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民 等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を 目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。
(文科省「学校と地域でつくる学びの未来」パンフレットより)

⑯ 地域学校連携施設

学校と地域との連携・交流の充実を図る施設として、生涯学習の振興と地域コミュニティづくりのほ か、本市が実施する各事業に係る地域の活動拠点としても活用されています。

㉕ 地域共生社会

度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと（厚生労働省）。

那覇市ではこの考えを踏まえ、都市の中で「ゆるやかにつながり合う関係」を広げ、誰もが孤立せず、安心して暮らせる地域をめざしています。地域の中に多様なつながりの層があることが、防災や福祉、子育て、まちのにぎわいなど、あらゆる分野の基盤となります。

㉖ 地域資源

その地域にある魅力や強みとなるもの全てのこと。施設や自然だけでなく、人や活動、文化、歴史など目に見えない価値も含みます。

㉗ 地域づくり

地域において、市民が主体となって、安全で安心な暮らしや、より良い生活環境をつくる取組みです。見守り活動、防災対策、交流の場づくり、子育て支援など、生活に密着したテーマに市民が関わっています。

㉘ 地域ビジョン

地域がめざす未来像や大切にしたい価値を共有すること。事業計画ではなく、地域の方向性を示す羅針盤として、住民の思いや歴史、文化をもとにつくり、状況に応じて更新していきます（既存のまちづくり協議会では、設立趣意書が最初のビジョンとなります）。

㉙ 中間支援

市民活動の活性化を図るため、市民に対する支援を行うとともに、市民と市、市民同士などの連携を促進し、必要な調整を行うことをいいます。情報提供、人材育成、ネットワークづくり、協働の調整などを通じて、活動がより効果的かつ持続的に行われるよう支えます。

ここでいう「中間」とは、「市と市民のあいだ」「団体同士のあいだ」「地域と企業のあいだ」など、さまざまな主体をつなぐハブ（結節点）としての立ち位置を指します。

さらに、中間支援には、市民が安心して活動できる仕組みや環境を整えることに加え、地域の現場で得られた声や知見を市に届け、制度や施策の改善につなげる政策提言の役割も含まれます。地域の力と市の力を結び、協働の基盤を育てる要の機能です。

㉚ 都市

人口や産業、生活機能が集中し、人々の生活が農業以外の職業に大きく依存している地域のことです。特徴として、人口密度が高い、職業・階層・価値観が多様、経済・市・文化・交通などの中枢機能を持つ、人間関係が流動的・機能的（血縁や地縁よりも仕事や趣味でつながる）などが挙げられます。那覇市は、沖縄県の政治・経済・文化の中心であり、交通・市・商業などの機能が集中するコンパクトな都市です。一方で、人口密度の高さや多様な背景をもつ住民構成により、「顔が見える距離の都市」でありながら、人間関係が希薄化しやすいという都市特有の課題も抱えています。

③① 伴走支援

伴走支援とは、地域や団体が自ら考え、決め、動くプロセスに寄り添い、状況に応じて助言、調整、つなぎ、環境整備などを行う継続的な支援をいいます。具体的には、話を聴き課題を整理すること、選択肢を示すこと、関係者をつなぎ調整すること、取組みを一緒に振り返ること、そして、必要に応じて支援の手を離し自立を促すことなどを指します。

③② 伴走者

ともに考え、ともに歩み、相手の力を引き出す支援者のこと。地域の人や団体が自ら考え、行動できる力を育てながら、同じ方向を見て一緒に進む役割を担います。

③③ ファシリテーション

話し合いや会議、ワークショップなどの場で、参加者が意見を出しやすくし、対話を深め、合意形成や気づきを促すための進行技術・支援方法のこと。

③④ プラットフォーム

地域のいろいろな人が気軽に集まり、つながり、相談したりアイデアを出し合ったりできる“場”的です。単に集まり続ける「場」ではなく、駅のプラットフォームのように人や活動が行き交い、多様な主体が関わることで、地域の力を柔軟に引き出す仕組みです。

③⑤ まちづくり

市民が主体となって安全・安心な暮らしやより良い生活環境をめざすソフト面の取組みに加え、道路・公園・公共施設などのハード整備、さらには産業・観光・文化の振興まで含む、都市全体の魅力を高める幅広い領域を指します。

③⑥ まちづくり協議会

まちづくり協議会は、ゆるやかなつながりのある社会を実現するための、地域づくりのプラットフォームです。自治会、NPO・市民活動団体、企業・事業者、個人、市など、多様な主体が集まり、それぞれの思いや活動を共有しながら、協力して地域づくりを進めていく場です。

地域のつながりを育み、課題解決に向けた協働の土壤をつくっていくことが、まちづくり協議会の大きな役割です。まちづくり協議会は、人や団体をつなぐ「地域のつなぎ役」であり、自ら地域の課題解決に取組む「実践の担い手」でもあります。

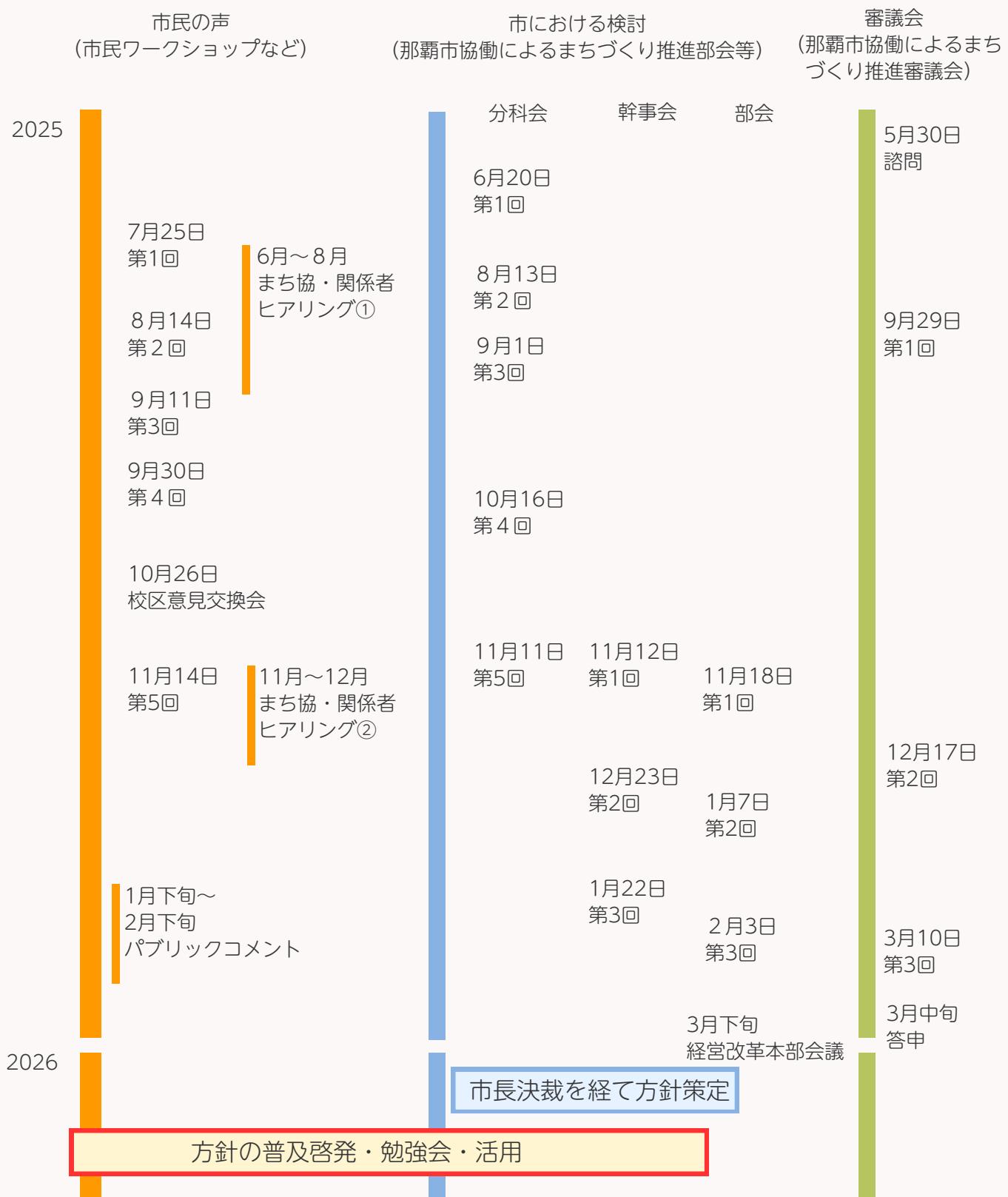
地域には、目的ごとに多様なプラットフォームが存在しますが、まちづくり協議会は“地域に暮らす全ての市民”を対象としている点で、ほかのプラットフォームとは異なります。地域全体の視点を持ちながら、誰もが関わりを持てる共通の土台として機能することが特徴です。

まちづくり協議会は、人のつながりや見守りといったソフト面だけでなく、公園や道路などのハード面まで、幅広い分野を扱います。そのため、活動領域を適切に表す名称として「地域づくり協議会」ではなく「まちづくり協議会」としています。

③⑦ まちづくり人材

地域の中で「気づき」「つながり」「行動」を生み出す人のことです。専門家に限らず、地域のことを想い、できることから参加したり、周りの人と協力したりする市民一人ひとりのこと。

資料6 本方針の作成プロセス



○那覇市協働によるまちづくり推進審議会規則

平成26年9月30日
規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市協働によるまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 本市における協働によるまちづくりの推進に関すること。

(2) 次に掲げる施設の指定管理者の選定に関すること。

ア なは市民活動支援センター(なは市民協働プラザの建物等のうち市長が必要と認める部分の維持管理を含む。)

イ 那覇市共同利用施設

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 協働によるまちづくりの関係団体に所属する者

(3) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員(議事に関係する臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民文化部まちづくり協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(付則)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則の廃止)

2 那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則(平成19年那覇市規則第45号)は、廃止する。

○那覇市経営改革本部会議設置要綱

平成13年8月7日市長決裁
(平成31年4月改正版)

(設置の背景と目的)

第1条 急速に進展する情報化、国際化の流れの中で、少子高齢社会、地方分権社会の到来など、地方自治体をとりまく環境は大きく変化し、そこから派生する行政課題は多様化かつ高度化している。本市においては、新しい時代の課題に適切に対応することが求められ、21世紀にふさわしい市民本位の行政経営体制を推進するために那覇市経営改革本部（以下「本部」という。）を設置する。

(担任事務)

第2条 本部の担任事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)本市の経営改革の推進及び進行状況の管理に関する事項
- (2)協働によるまちづくりの推進に関する事項
- (3)その他本市の経営改革に関する重要な事項

(組織)

第3条 本部は、那覇市庁議規則（昭和59年那覇市規則第19号）

第4条 第1項に規定する者をもって組織し、本部長に市長、副本部長に企画財務部を所管する副市長をもつて充てる。

2 那覇市庁議規則第4条第2項の規定は、本部について準用する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

2 第2条に掲げる担任事務で庁議への付議案件と重複するものについては、本部の会議を省略することができる。

(分野別部会)

第6条 特定の分野に関する事項を調査、検討及び推進を図るため、本部に別表に掲げる分野別部会を置き、分野別部会は必要に応じて、担任事務の推進のために主体的な活動をするものとする。

2 部会長は、必要があるときは、特定の分野に関する事項を調査、検討するため幹事会を置くことができる。

3 各部会の庶務について、基本システム改革部会及び財政健全化部会については企画調整課で、協働によるまちづくり推進部会についてはまちづくり協働推進課で、那覇市立病院在り方検討部会については保健総務課でそれぞれ処理するものとする。

4 分野別部会の調査、検討事項を所管する課は、前項に規定する各分野別部会の庶務担当課と協議の上、当該調査、検討事項に関する資料作成、課題整理などを行うものとする。

5 第4条及び第5条の規定は、分野別部会について準用する。

6 部会で調査及び検討した事項について本部の会議で審議するものとする。ただし、部会で調査及び検討した内容が既定の計画・方針等の内容に沿ったものである場合は、部会の審議をもって本部の会議での審議に代えることができる。

7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(職員参加)

第7条 本市の経営改革の推進に資すると思われる事項について、職員は、その担任事務に支障を来さない限り、調査、研究を行うことができるものとし、必要な場合には、本部会議及び部会において報告、提案を行うことができるものとする。

(職員の協力義務)

第8条 職員は、本市の経営改革の推進に関し、本部及び部会から意見又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(事務局)

第9条 本部に事務局を置き、事務局の庶務は、企画調整課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表 分野別部会

部会の名称	構成員 ○部会長 ○副部会長	調査、検討及び推進する主な事項
協働によるまちづくり推進部会	政策統括調整監 ○市民文化部長 ○企画財務部長 総務部長 環境部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 都市みらい部長 まちなみ共創部長 生涯学習部長 学校教育部長 経済観光部長 上下水道部長 消防局長	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの推進に関すること ・職員に対する「協働」の意識啓発に関すること ・協働によるまちづくりの推進事業の実施の支援に関すること ・その他協働の推進に関する重要な事項
基本システム改革部会	政策統括調整監 ○企画財務部長 ○総務部長 市民文化部長 福祉部長 健康部長 都市みらい部長 まちなみ共創部長 生涯学習部長 上下水道部長 消防局長	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託実施計画に関すること ・PFI導入の指針に関すること ・第三セクター等、外郭団体の見直し指針に関すること ・行財政基本システムの再構築に関すること ・支所機能に関すること ・組織・定数の改革に関すること ・窓口サービスに関すること ・人事・給与等の改革に関すること ・ファシリティマネジメントに関すること ・その他行政経営の効率化、高度化に関する重要な事項
財政健全化部会	政策統括調整監 ○企画財務部長 総務部長 経済観光部長	<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画及び財政健全化の数値目標の設定に関すること ・税源拡充方策に関すること ・使用料手数料、有料広告等税外収入の拡充方策に関すること ・その他財政健全化に関し重要な事項
那覇市立病院在り方検討部会	政策統括調整監 ○健康部長 ○企画財務部長 総務部長 福祉部長 まちなみ共創部長 消防局長	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人法第31条1項 及び2項の規定に基づく那覇市立病院の「組織の在り方その他 その組織及び業務の全般にわたる検討」に関すること ・那覇市立病院の建替えに関すること・その他那覇市立病院に関する重要な事項

(備考) 分野別部会は、事案に応じて必要と認めるときは、本部の構成員の中から分野別部会の構成員として、臨時に加えるものとする。

資料6 本方針の作成プロセス

那覇市協働によるまちづくり推進審議会名簿（令和7度年度）※会長以下五十音順

	氏名	所属及び役職		氏名	所属及び役職
1	添石 幸伸 (会長)	税理士法人 添石綜合会計事務所 (代表税理士 所長)	2	石垣 綾音	株式会社さびら 事業推進統括・ まちづくりファシリテーター
3	島袋 隆志	沖縄大学 経法商学部 経法商学科 教授	4	城間 幹子	那覇市協働によるまちづくり推進 協議会会長
5	田島 繁	那覇市自治会連合会会長	6	宮城 潤	NPO法人 地域サポートわかさ 理事兼事務局長

那覇市協働によるまちづくり推進部会名簿（令和7年度）

	氏名	所属及び役職		氏名	所属及び役職		氏名	所属及び役職
1	仲本 達彦	政策統括調整監	2	加治屋 理華	市民文化部長 (部会長)	3	儀間 規予子	企画財務部長 (副部会長)
4	大城 敦子	総務部長	5	高宮 修一	経済観光部長	6	平良 進	環境部長
7	當山 忠彦	福祉部長	8	山口 芳弘	健康部長	9	座安 まり子	こどもみらい部長
10	花城 保	都市みらい部長	11	浦崎 宮人	まちなみ共創部長	12	稻福 喜久二	生涯学習部長
13	比嘉 真一郎	学校教育部長	14	與那嶺 学	上下水道局部長	15	上原 立也	消防局長

○那覇市協働によるまちづくり推進部会幹事会設置要領

那覇市協働によるまちづくり推進部会幹事会名簿（令和7年度）

	氏名	所属及び役職		氏名	所属及び役職		氏名	所属及び役職
1	宮城 由香	市民文化部副部長 (幹事長)	2	戸張 洋史	企画財務部副部長 (副幹事長)	3	崎濱 秀司	総務部副部長
4	大城 寛子	企画財務部副部長	5	赤嶺 文哉	経済観光部副部長	6	大嶺 毅	環境部副部長
7	佐久川 正守	福祉部副部長	8	平良 有司	健康部副部長	9	下地 広樹	こどもみらい部副部長
10	石川 清	都市みらい部副部長	11	新里 武督	まちなみ共創部副部長	12	藪内 三千代	出納室長
13	徳永 英治	上下水道局副部長 (事務統括)	14	崎山 浩	上下水道局副部長 (技術統括)	15	稻福 由乃	生涯学習部副部長
16	安次嶺 博志	学校教育部副部長	17	屋良 剛	消防局消防監			

○那覇市協働によるまちづくり推進部会幹事会分科会設置要領

那覇市協働によるまちづくり推進部会幹事会分科会（令和7年度）44課 68名

【市長事務部局】まちづくり協働推進課：渡嘉敷洋美（会長）慶田城用世・新屋佳代 企画調整課：大城宜継（副会長）又吉 盛斗 防災危機管理課：源河北斗・仲宗根 守章 秘書広報課：宮里仁 平和交流・男女参画課：與那覇るみ 人事課：伊藤譲 市民生活安全課：国吉泰史 ハイサイ市民課：島袋剛（真和志支所）・久貝和歌子（首里支所）・島袋真左樹（小禄支所）・真喜志あゆみ 文化振興課：林立騎 文化財課：外間政明 観光部：平良正樹 商工農水課：新川智博・名嘉山興平 なはまち振興課：比嘉拓・末吉雪乃 観光課：古堅大輔 環境政策課：大城良紀 福祉政策課：阿波根崇乃・山城悠子・池原哲之 ちゃーがんじゅう課：金城真理枝・宮城多代・米須ゆり恵 障がい福祉課：與那覇綾子 保護管理課：瀬名波幹雄・山田誠 保護第1課：又吉盛太 地域保健課：吳屋めぐみ・内嶺史恵 健康増進課：嘉手納一彦・宮城京子・棚原知之 こどもえがお相談課：山城忠信 こども教育保育課：高江洲千賀子 都市計画課：小濱裕子 道路建設課：島袋葵・島袋樹 道路管理課：譜久盛将世 公園建設課：金城慧子 公園管理課：安井隆二 まちなみ整備課：上原達正・瑞慶覧優子・宮城 隆雄 建築工事課：仲尾次弘 技術総務課：安里圭司 市営住宅課：小橋川直史 建築指導課：金城聰【教育委員会】生涯学習課：田盛 善宏・細田聖子 市民スポーツ課：松田佑一 施設課：宮里優・加島鈴乃 中央公民館：伊禮道子 首里公民館：金城浩二 中央図書館：野里純 学校教育課：仲宗根司 学務課：久場祐介・平良広樹【上下水道局】企画経営課：嶺井真純・吉田典司【消防局】警防課：高良周児

【事務局】まちづくり協働推進課：野底武光・神谷あゆみ・渡嘉敷大・當山隆大・中村優太・後藤柊人

市民ワークショップ参加者 ※五十音順

安里幸治・安里嗣朗・池間慶子・石垣綾音・稻嶺安洋・上地幸市・上原玲子・宇久淳子・大湾明美・大山亞矢・大城エリカ・大嶺莉音・賀数大生・鎌田耕・嘉陽田絃矢・儀間光徳・久場健護・金城喜美代・来間葉子・古波倉正松・小林香織・崎原優維・鈴木圭三・下地雅美・城間悟・城間幹子・新里史・新里えり奈・砂川英昭・高澤祐樹・玉城愛梨・玉那覇敦也・知念忠彦・土屋恭子・照屋静香・當真一也・渡慶次正一・仲地政英・波平聰・比嘉和夫・比嘉一彦・比嘉和秀・古堅悟・藤田和希・萩原雄三・原國政也・樋口泰子・平中晴朗・譜久里公太・真栄城孝・松田敦子・宮城潤・宮道喜一・宮里伸一郎・宮里弘子・山内京子・屋宜貢・屋比久尚也・与那覇多代・力宗寛行

小学校区まちづくり協議会 ヒアリング先

与儀小学校区まちづくり協議会・石嶺小学校区まちづくり協議会・若狭小学校区まちづくり協議会・銘苅小学校区まちづくり協議会・曙小学校区まちづくり協議会・仲井真小学校区まちづくり協議会・城西小学校区まちづくり協議会・小禄南小学校区まちづくり協議会・天妃小学校区まちづくり協議会・城南小学校区まちづくり協議会・大名小学校区まちづくり協議会・城東小学校区まちづくり協議会・真和志小学校区まちづくり協議会・那覇小学校区まちづくり協議会・金城小学校区まちづくり協議会・泊小学校区まちづくり協議会・上間小学校区まちづくり協議会準備会・高良小学校区まちづくり協議会準備会・松川小学校区まちづくり協議会準備会・真嘉比小学校区まちづくり協議会準備会

関係団体 ヒアリング先

那覇市協働によるまちづくり推進協議会・那覇市自治会長会連合会・那覇市社会福祉協議会・NPO法人地域サポートわかさ・特定非営利活動法人1万人戸端会議・特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく・公益財団法人みらいファンド沖縄・沖縄経済同友会 ほか関係団体

Thank you ご意見ありがとうございました！

当方針策定にあたり、ご協力いただきありがとうございました。

より多くの皆様に本市の地域づくりの取組みについてご理解をいただくため、隨時、出前講座を実施します。
出前講座をご希望の方は、下記の連絡先へお問い合わせください。



那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課



098-861-3846



C-KATU002@city.naha.lg.jp



那覇市HP



まちづくり
協働推進課



なは市民活動
支援センター

地域づくりやまちづくり協議会に
ご興味を持たれた方は、どうぞこちら
にアクセスしてください。